

岡 安 第 8 3 7 号  
平成26年12月24日

日本共産党 岡山市議団  
団長 河 田 正 一 様

岡山市長 大 森 雅 夫

平素から市政にご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成26年11月21日付けでいただきました2015（平成27）年度岡山市予算編成要求書について、下記のとおり回答いたします。

## 記

### **政策・行政改革推進室 関係**

1. 慢性的な人員不足のもとで、一部には長時間・過密労働も発生し、精神疾患も増えている。また、連続する給与引き下げによる生活への影響も深刻であり、改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、正規職員での配置を行うこと。
  - (1) 区役所や福祉関係・教育・防災などの部署を増員し、業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして、市民サービスの向上に努めること。
    - ①退職不補充の中期採用計画を撤回し、新たな方針を立てること。
      - ア 用地担当・土木技術者・建築技術者等については、技術の継承が危惧されることから、年齢構成の不均衡を早期に解決するための採用計画をたてること。
      - イ 法定数及び交付税で措置するケースワーカー・保育士・保健師・消防士等について、責任を持って確保すること。
    - ②サービス残業を根絶し、超過勤務手当は実態どおり支払うこと。
    - ③国の不当な賃下げ圧力には屈しないこと。

### **【回答】(1) まとめ**

職員の配置については、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織を目指し、事務事業の見直し、職場の実態に応じた適正な職員配置等を徹底する必要があると考えております。そのような中においても、必要な人員については計画的に採用していくこととし、適正な職員数の確保に努めるとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。また、技術職員の採用については、年齢構成等にも配慮してまいり

ます。

また、必要な分野に必要な人員を配置し、事務負担の平準化等様々な工夫に努め、時間外勤務の縮減を図るよう取組んでまいります。さらに、人員配置については、効率的で効果の上がる配置を検討していく必要があります。限られた人材と財源の中で市民サービスを安定的に持続していくために、今後も多様な雇用形態の活用は必要であると考えております。

【人事課】

(2) 非正規職員の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。

- ①常態化している1カ月間の雇止めを止めること。
- ②時給を1000円以上にすること。
- ③社会保険適用について、厚生労働省通知を遵守すること。

【回答】(2) まとめ

ワーキングプアに関しましては、多面的にいろいろ議論されている現状を踏まえますと、非正規職員を採用することをもってのみ一概に官製ワーキングプアを作り出しているとは言えないのではないかと考えております。今日の自治体を取り巻く状況に目を向けますと、より一層の効率的・効果的な行財政運営が求められており、それは、人員配置についても、同様であると考えております。このような中、本市では、多様な雇用形態を活用し、市民サービスの向上に努めているところです。

非正規職員の雇用については、これまでも法令等に基づき、適正に行ってきたところであり、臨時的任用職員は、地方公務員法(第22条第2項)により、継続して12月を超えて雇用することはできないこととなっております。今後も、法令及び国の通知内容等を踏まえ、適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

非常勤職員の勤務労働条件については、毎年、適正な水準となるよう見直しを行っており、今後も民間や他の公共団体の動向を注視しながら適正な水準となるよう見直していきたいと考えております。

【人事課】

2. 市有施設の管理運営は、直営を基本とすること。指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを明確にし、市民サービスを低下させないこと。指定管理料については、消費税増税分を反映させること。指定管理の点検・評価は、行政や業者だけでなく、市民も参加して行えるよう検討すること。

【回答】

市有施設の管理運営方法は、その施設の性格に応じて、市民サービスの向上及び効率化を図る観点から決定しており、指定管理者制度を導入した場合においても、市有施設の最終的な管理責任は市にあり、市民サービスの低下を招くことはないと考えています。

また、消費税増税分については、指定管理料に適正に転嫁しており、今後導入

を検討する評価制度においては、市民への情報公開のあり方についても検討してまいります。  
【財産活用マネジメント推進課】

3. 行財政改革大綱（短期編）の実施は、歳出削減や市民負担増先行ではなく、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。

【回答】

本市では、地方自治法の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という原則に沿って、行財政改革を進めております。今後も行政サービスの必要性和税金投入の優先順位を再点検し、選択と集中を旨としながら、市民サービスの維持・向上を図る取組みを推進してまいりたいと考えております。  
【行政改革推進室】

4. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、内容を厳正に見直すこと。包括外部監査の義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。

【回答】

外部監査は、地方自治法により実施が義務付けられており、外部監査人の責任において実施されるものです。その目的は、「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げる」とことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る」ことです。なお地方自治体の監査のあり方については、包括外部監査も含め国において議論がなされているところであり、本市もその動向を注視してまいりたいと考えております。  
【行政改革推進室】

5. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。

【回答】

特別職の退職金につきましては、現在の社会経済情勢を踏まえたものでなければならぬと考えており、今後とも、より一層、市民の理解を得られる適切なものとなるよう研究して参りたいと考えております。  
【給与課】

6. 基本政策審議会は、市民公募を含めた委員の選定方法に改めること。

【回答】

市の重要施策を審議するにあたって、広く市民の方に意見をいただくことは重要であると考えています。

現在、岡山市連合町内会副会長、岡山市連合婦人会会長を基本政策審議会の委員に選任し、市民の方の意見を反映させることとしています。

なお、次期総合計画策定にあたっては、基本政策審議会における審議とあわせて市民ワークショップ等を開催し、直接市民の方からまちづくりに対する考えや意見等をお伺いしたいと考えております。  
【政策企画課】

7. 安心・安全ネットワーク事業は、市民協働の観点から事業効果を検証すること。

【回答】

安心・安全ネットワークは、自分たちの地域は自分たちの力で守り育てることや地域の課題は地域で解決することを目指して、自主的、自立的な活動に取り組まれています。共助を育て、市民協働の街づくりを推進するために、今後も事業効果を検証しながら、必要な支援を実施していきたいと考えております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

## 総務局 関係

1. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。

【回答】

自衛官募集事務は、地方自治法、自衛隊法及び同法施行令により、第1号法定受託事務として行うこととされております。

【区政推進課】

2. 原子力発電所を再稼働しないよう国に求めること。

【回答】

原子力発電の問題につきましては、本年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に則り、適切に決定されるものと考えております。

【総務企画課】

3. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税は実施しないよう国に求めること。

【回答】

消費税率の引き上げは、社会保障の安定財源の確保のため行われるものであり、市民に必要な社会保障サービスを提供していくためにはやむを得ないと考えております。

【税制課】

4. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。

【回答】

平成22年度からすべての職員に対して人事評価制度を実施しております。職務遂行上見られた能力及び職務に対する取組姿勢等について、継続的に把握し、統一的基準で公正に評価することとしております。能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るために人事評価を活用するよう地方公務員法が一部改正されたことも踏まえ、人事管理の基礎として、今後も人事評価を実施してまいりたいと考えております。

【人事課】

5. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。

【回答】

本市では、岡山県及び県下の自治体が相互に連携・協力して、地方税の徴収対策

に取り組む意義は大きいと認識しています。

こうした中、岡山県滞納整理推進機構は、徴収困難事案の滞納整理促進や市町村職員の滞納整理技術向上を目的に、県及び県内市町村が協力して設置した組織であり、本市は、平成 21 年の設立当初から参画し、職員を派遣するとともに案件の引き継ぎを行っております。

これまでのところ、相応の成果が得られており、こうした取り組みを評価しているところです。 **【収納課】**

6. 市事業の受託者が下請け業者と適正な契約を結び、労働条件を市の責任で引き上げるため、公契約条例をつくること。

**【回答】**

公契約条例については、労使間で自主的に決定すべき労働条件等を条例によって制限することになり企業経営に影響を与える恐れがあること、人件費の増加により資金面に余裕のない中小企業を入札から排除しかねないこと等の問題があることから、岡山市では条例制定の取り組みには至っておりませんが、今後とも、現下の経済雇用情勢に鑑み、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に運用してダンピング受注の防止に努めるとともに、適正価格での契約締結に努めてまいります。 **【監理課】**

7. 職員研修は、憲法を基本に据えることを明確にすること。

**【回答】**

本市の人材育成の指針となる「人材育成ビジョン」では、めざすべき職員像を「市民視点で考え、行動する職員」としており、職員が全体の奉仕者であるということの基本に据えたものです。この指針の実現に向けて、職員に求められる知識や能力、姿勢を習得し、実務に活かすことができるよう意識改革を促すとともに能力開発を支援するため、職員研修を実施しています。今後とも、研修を通じて、行政のプロとして、市民の信頼の下に、市民視点で考え、行動する職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。 **【人事課】**

8. 国からの出向職員を減らすこと。

**【回答】**

国からの職員受け入れについては、他の政令市等の状況も見極めながら、引き続き考えてまいります。 **【人事課】**

9. 出先機関も含め、市職員のメンタルヘルスケア及びパワハラ・セクハラ対策を推進すること。

**【回答】**

メンタルヘルスケアについては、職場におけるメンタルヘルスの保持増進を図

るため、心の健康づくりについての研修に重点を置き、管理者を対象とする研修をはじめ、各職位別に段階的に実施しております。さらに職員全体が心の健康づくりについて取り組めるよう情報誌の発信などの普及啓発を行うとともに、産業医（精神科専門医）や保健師による個別相談なども随時実施しております。

また、パワハラ・セクハラについては、ハラスメントは絶対許さないという基本姿勢のもと、所属長研修や階層別研修を実施するとともに、職員への啓発用リーフレット配布、所属への啓発ポスターの配布、相談体制の充実などにも努めております。 【人事課】

10. 「岡山市特定事業主行動計画」の次期計画は、「さんかく条例」（通称）を基本に数値目標を設けること。各種制度を利用しやすい職場環境を整えること。

【回答】

次期「岡山市特定事業主行動計画」につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく国の「行動計画策定指針」とともに、「さんかく条例」（通称）を基本に作成し、職員ニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することにより、職員が、職場及び家庭において、子育ての意義についての理解を深め、かつ、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場環境整備に努めてまいりたいと考えております。 【給与課】

#### **危機管理室 関係**

1. 「岡山市国民保護協議会条例」に基づく武力攻撃事態を想定した訓練には、参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。

【回答】

国民保護計画に伴い、平成20年度に国・県・他市と合同で訓練を行っております。その中で、市町村の役割は住民への情報提供及び救急救助活動や避難誘導であることから、地域の代表の方々にはご理解をいただいたうえで避難訓練に参加していただきました。

なお、今後もお要望のとおり強制的な参加要請は行いません。 【危機管理室】

2. 南海トラフ型地震の被害想定に基づき、防災対策を見直し、実態に即した対策を速やかに取ること。

(1) 自主防災組織率向上に努めること。自主防災組織の結成サポート機能を強化すること。

【回答】

自主防災組織率の向上とレベルアップ及び、自助・共助による助け合いの精神の確立が必要であると考えています。このため、昨年5月から結成促進のため、自主防災会結成時の単位を連合町内会とした場合の防災資機材等支給限度額を増額するとともに、自主防災会の活動の活性化を図るため、避難訓練等の訓練を実施した

団体に対して、防災資機材等を支給することになっています。

また、昨年度に実施した市民説明会や出前講座の中で、自主防災会の重要性を説明することで、結成促進に努めています。 【危機管理室】

(2) 防災空地・避難所を市が責任をもって確保すること。

【回答】

市として、東日本大震災の被害を教訓に、市有施設を始めとし、県や民間の施設等を含め、地震や津波など災害種別に適した避難所等の更なる確保に努めていますが、地域においても、地域の実情に応じた避難所等の確保をお願いしています。

【危機管理室】

3. 防災計画の土砂災害への対応を、産廃・残土まで拡大して検討すること。

【回答】

土砂災害への対応は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する上で、大変重要なことと認識しています。産廃・残土等の事象については、各担当課において、法規に基づいて、個別に対応することになります。 【危機管理室】

4. 災害時の備蓄品は、民間との連携を含め、配備・配送計画を実行性あるものに見直すこと。

【回答】

平成24年11月に、東日本大震災の教訓を活かして、「岡山市備蓄計画」を策定することにより、備蓄品目、数量及び備蓄場所の見直しを行い、平成25年11月には、南海トラフ巨大地震の被害想定結果により、備蓄目標数を修正しています。応急生活物資等供給のため、民間との協定締結を進めるなど、避難所等への安定した物資供給体制確保に努めるとともに、避難所への備蓄についても、施設管理者と協議しているところです。 【危機管理室】

#### **安全・安心ネットワーク推進室 関係**

1. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。

【回答】

コミュニティハウスの管理委託料（指定管理料）については、利用状況やコミュニティ協議会の収支状況をふまえ、引き続き検討していくものの、昨今の財政状況から厳しい課題であると認識しております。 【安全・安心ネットワーク推進室】

2. 町内会集会所建設補助金の補助率を、1/2・上限500万円に引き上げること。

併せて、老朽化対策や耐震補強・改修についても補助を行うこと。

【回答】

集会所整備の補助額については、他都市の状況等をふまえ、引き続き検討してい

くものの、昨今の財政状況から厳しい課題であると認識しております。

また、耐震改修の補助として、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手された集会所であって耐震診断の結果倒壊の危険性がある集会所に対して、耐震基準を満たすための耐震改修工事事業に実支出額の3分の1を乗じて得た額（ただし100万円を上限とする）を補助するようにしております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

3. 市民の意見聴取にあたっては、IT利用だけでなく、公聴会などの方法を含め、幅広く適切に行うこと。パブリックコメントは、周知や実施期間など原則を守ること。

【回答】

市民からの意見聴取の方法として、市長と市民との直接対話事業「市長と大盛トーク」を実施し、2中学校区ごと参加者を公募して開催しております。今後も、幅広く市民の声を把握する方法を研究していきたいと考えております。パブリックコメントについては、周知や実施期間を守るように、指導を行ってまいります。

【安全・安心ネットワーク推進室】

4. 非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるように、「市民協働のまちづくり条例」を見直すこと。  
(1) 市民協働の核となるNPOの活動・交流拠点を整備すること。支援体制を確立すること。

【回答】

「市民協働のまちづくり条例」は、非営利公益活動を促進し、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として制定されたもので、制定から10年以上が経過し、市民活動や市民協働をめぐる状況は大きくかわってきております。そこで、平成28年4月1日を目途に本条例の改正をすすめてまいります。改正につきましては、NPOをはじめ広く市民の皆さんの意見をお聞きしながら、市民協働を推進していく条例としていきたいと考えています。

市民協働の核となる活動・交流拠点の整備、並びに支援体制の確立につきましては、本年度、市役所本庁舎内に設置した「ESD市民活動推進センター」の機能・体制を、次年度は一層強化し、持続可能な岡山市づくりにむけて、市民協働、地域協働の活動を支援していくとともに、「協働のまちづくり条例」の改正作業の中で、どのような支援施策、推進施策が必要なのか検討を行っていききたいと考えています。

【安全・安心ネットワーク推進室】

5. 公民館の安全・安心ネットワーク専任職員は、地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。

【回答】

それぞれの地域が抱えている課題は様々であることから、地域担当職員が地域の特色や課題を十分にふまえながら、地域のニーズに的確に対応できるよう研修等を通じて人材の育成を図っております。

また、専門性の高い分野については、行政の担当部局や関係機関・団体と十分に連携・協力しながら、地域との連絡・調整に当たっていきたいと考えております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

6. 災害時に自力での避難が困難な住民への個別支援計画の策定にあたっては、公民館の地域担当職員が計画づくりの支援を行うこと。

【回答】

個別支援計画の作成については、地域担当職員が地域からの相談を受け、必要な情報提供や市の関係部局との連絡・調整などに当たっていきたいと考えております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

## 市民局 関係

1. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ、行政サービスの充実をいっそう前進させること。

【回答】

市民視点に立った市民サービスの向上を図るため、集客性の高いシネマタウン岡南市民サービスコーナーへの証明書自動交付機の移設や、富山地域センターの時間延長、また11月25日に移転開設する東区役所において、夜間、土日の自動交付機を稼働する等、休日や時間外の住民票等の交付について、対応をしてきたところです。

引き続き、市民サービス窓口の改善について、市民ニーズや費用対効果を考慮し、総合的な検討を行っていきます。

【区政推進課】

2. 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

【回答】

公民館機能を低下させることなく市民サービスの向上に努めてまいります。なお、職員の配置については効率的な運営が図れるように努めてまいります。

【区政推進課】

3. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。点字ブロックなど施設のバリアフリー化を促進すること。

【回答】

路線バスの整備について、バス会社等へ働きかけを行うなど、公共アクセスの向上に努めてまいりたいと考えています。

また、南、東、中区役所については、バリアフリー化を考慮した設計をしております。

ます。

【区政推進課】

4. 「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。

(1) 「性暴力禁止法（仮称）」をつくるよう国に求めること。

【回答】

国の第3次男女共同参画基本計画において、性犯罪への対策の推進として、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進とともに、関係法令の見直し等について検討するとされ、平成24年7月には内閣府の男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会において、性犯罪対策に関する調査・検討結果の報告書がまとめられ、性犯罪への厳正な対処の検討等が盛り込まれています。また、本年6月には内閣府が設置した検討委員会から「性犯罪被害者支援に関する調査研究報告書」が出され、性犯罪被害者支援における男女共同参画の視点と地域連携のあり方について検討されております。引き続き、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(2) DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材育成できるよう予算を大幅に拡充すること。

【回答】

DV被害者支援については、DV防止啓発講座等の共催、緊急一時保護時の被害者の移送、被害者の保護、同行支援、経済的支援など途切れのない支援において、民間団体等に重要な役割を果たしていただいております。

DV被害者のためのシェルター運営に対しましては、平成19年度から「岡山市DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金交付要綱」に基づき、シェルター運営を支援するための補助金を民間団体に交付しており、今後も継続していく予定です。

また、平成25年度より、DV被害者の自立支援をめざして、民間団体との協働により事業を行っております。今後も、DV被害者支援につきましては、実効のある支援方法等について検討してまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3) 岡山市配偶者暴力相談支援センターに、専任のセンター長を置くこと。相談体制をさらに充実させること。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ岡山市男女共同参画相談支援センターにつきましては、近年の相談件数の著しい増加や深刻なDV相談に適切に対応していくため、平成22年4月から相談員を1名増員して体制の強化を図り、平成25年度には相談室を一室増設し、必要な相談体制の充実を図った

ところですが、また、相談員についても、相談員としての専門性を一層高めていけるよう、資質の向上を図っております。

今後も状況を見ながら、必要な相談体制の確保を目指してまいりたいと考えております。  
【女性が輝くまちづくり推進課】

(4) 学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。

【回答】

男女共同参画社会基本法やDV防止法、本市のさんかく条例や第3次さんかくプラン、DV対策基本計画等の男女共同参画にかかる法や条例、計画につきましては、継続して普及、啓発に努めております。今後も様々な機会をとらえ、より一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(5) 自営業者の家族・女性の地位向上のため、「所得税法56条」の廃止を国に求めること。

【回答】

所得税法第56条は租税回避防止の観点から、昭和25年度の税制改正において家族を従業員として雇用することによる所得分割を抑制する措置として導入されたものであります。制定から相当の年数が経過していることもあり、地方議会や国に「所得税法第56条の廃止」を求める意見書や請願が提出されています。

平成21年の参議院財政金融委員会において、政府としても前向きに検討しているとの答弁もあったところであり、本市としては、税制改革に対する国の動向を注視していきたいと考えております。  
【税制課】

(6) 岡山市の女性幹部比率を目標に沿って引き上げること。

【回答】

岡山市の女性幹部比率を目標に沿って引き上げることにつきましては、平成22年度より特定事業主行動計画（後期編）を策定し、管理職員のうちで女性が占める割合を平成26年度までに8%にするという目標を掲げております。性別により固定的な職務分担の観念を払拭し、職域や職務の拡大に向けて努力することにより、この数値目標に向けて努力してまいりたいと考えております。  
【給与課】

5. 消費生活センターは、市民ニーズにあった場所に移転すること。体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。

【回答】

消費生活相談体制につきましては、県が休日の相談体制を整備し、また市としては、県が相談を行っていない平日の12時～13時の時間帯に相談を実施するな

ど、県と市が相互に補完しながら、迅速な消費生活相談の解決を図るための体制を整備しているところです。【生活安全課】

6. スポーツ振興計画にのっとり、実施計画を策定し、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。

【回答】

平成24年4月に策定した岡山市スポーツ推進計画に則り、実施計画を本年度中に策定し、市民ニーズを考慮しながら、既存施設の有効活用や施設の利便性の向上を図り、スポーツの機会確保に努めてまいります。【スポーツ振興課】

7. 「犯罪被害者支援条例」について、補償金の給付金制度を設けること。

【回答】

犯罪被害者等に対する補償金、見舞金等の給付金制度については、総合相談窓口や関係団体等に寄せられる相談の内容や他都市の動向などもふまえ、研究していきたいと考えております。【安全・安心ネットワーク推進室】

8. ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。

【回答】

3人乗り自転車の低額もしくは無料貸し出しサービスを行う自治体もありますが、ランニングコストや保管場所、貸し出し方法など、管理・運用面で課題が多いと聞いております。

また、購入費の助成につきましては、子育て支援として様々な課題がある中、自転車に乗せることができる子どもが6歳未満の子どもであるため、使用できる対象者や使用期間が限られることから、優先度や助成の有効性などを見極めたうえで総合的に検討してまいりたいと考えております。【こども企画総務課】

9. 文化振興基本計画に基づき、郷土芸能・文化の振興をはかること。

【回答】

「岡山市文化芸術振興ビジョン」（平成24年3月策定）の中の「つなぐ」において、各地域の郷土芸能・伝統行事等について、本市の文化芸術振興の面から、PR等の支援を行っていくこととしており、岡山に暮らす人が地域への愛着を持ちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市を目指していきます。【文化振興課】

10. シンフォニーホールの機能を充実させ、より活用すること。市民会館・文化ホールの建て替えに際しては、無駄な大ホールは作らないこと。

【回答】

岡山シンフォニーホールは、主にクラシックを中心とした音楽ホールとして設計・建設されており、オーケストラ等の公演のほか、子ども向けのクラシックコン

サートなどに利用されています。また、市民会館においては、主に、プロによる音楽の公演、大規模集会、式典等多目的に利用されている現状から、市民会館とシンフォニーホールとは一定の役割分担ができていたものと考えております。

新しい文化芸術施設の整備に当たっては、市民の文化の創造や発信など、岡山の文化芸術の拠点として相応しい施設とするよう検討してまいります。【文化振興課】

1 1. 岡山北斎場(仮称)建設にあたっては、現在の富吉候補地での強行をしないこと。  
【回答】

富吉地区の新斎場候補地につきましては、現在、最終処分場跡地利用調査と環境影響調査を行っておりますが、今後とも、地元の皆様に丁寧な説明をしながら、事業を進めてまいりたいと考えています。【生活安全課】

1 2. 未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。  
【回答】

未使用市営墓地の返還に伴う使用料の還付につきましては、条例に従い処理を進めてまいります。【生活安全課】

1 3. ペット葬祭場設置のルールは、条例化すること。周辺環境への配慮や住民合意を条件とすること。  
【回答】

ペット葬祭場設置のルール化につきましては、現在、作業を進めているところですが、周辺環境への配慮や住民合意についても検討してまいります。【生活安全課】

1 4. 住宅新築資金貸付事業において、本人死亡・連帯保証人死亡の事例については不能欠損処理を検討すること。  
【回答】

やむなく回収が困難となった債権については、新たに規則を制定し、平成26年度から不納欠損処理が可能となるよう対応したところです。【人権推進課】

1 5. 深夜の花火規制条例を検討すること。

1 6. 「おかやまマラソン」について、市民の健康・スポーツ意識を高め、すそ野を広げるといふ本来の目的を堅持すると共に、過大な市負担が生じないようにすること。  
【回答】

「おかやまマラソン」は、平成26年10月に策定された実施計画により、県民・市民みんなで参加可能な「走る」「みる」「支える」大会を目指しており、市民の健

康・スポーツ意識が高まるよう機運醸成に努めてまいります。また、行政負担につきましても、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、開催準備を進めていきたいと考えております。 【スポーツ振興課】

## **財政局 関係**

1. 庶民増税ではなく、軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を廃止し、大企業・資産家の減税をやめさせ、応分の負担を求めることで財源を確保するよう国に求めること。

### **【回答】**

国の税制改正により、平成27年分から、所得税について最高税率が引き上げられ、相続税についても課税ベース及び税率構造について見直しが行われました。本市としては、今後も税制改正に対する国の動向を注視していきたいと考えております。 【税制課】

2. 日本共産党以外が受け取っている政党助成金の廃止を国に求めること。

3. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して、所要額を税源移譲するよう国に求めること。

### **【回答】**

国庫補助負担金改革については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、真の分権型社会の実現のため、引き続き国に対して要望してまいります。 【財政課】

4. 繰り上げ償還をペナルティなしにできるよう国に求めること。

### **【回答】**

公的資金補償金免除繰上償還については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望してまいります。 【財政課】

5. 政令市移行に伴う単県事業における県負担の取り扱いを元に戻すよう県に求めること。

### **【回答】**

政令市移行に伴う単県事業における県負担分の取り扱いについては県市協議のうえ、決定しております。今後、県内市町村間で均衡を欠くような県負担分の取り扱いがなされるような場合には、是正を求めてまいります。 【財政課】

6. 臨時財政対策債ではなく地方交付税を本来の額で交付するよう国に求めること

**【回答】**

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望していきます。 **【財政課】**

7. 消費税増税分を市の公共料金に転嫁しないこと。

**【回答】**

消費税率が変更になった場合は、下水道使用料も法令に基づき適正に改定を行うこととしております。 **【下水道局】**

消費税は、最終消費者に広く公平に負担を求める間接税であり、消費税率が変更になった場合、条例改正等の所要の措置を講じます。 **【水道局】**

8. 財政健全化のために元金返済額を上回る起債は行わない方針を堅持すること。

**【回答】**

元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた借入については、政令指定都市移行後の平成 21 年度からは 200 億円程度を目安に借入抑制を図っており、元金返済額を上回る借入は行っていません。しかしながら、平成 26 年度以降、当面の間は、市民の安全・安心な暮らしを守る防災・減災事業などを推進するため、時限的に有利な起債を活用しながら、借入額は極力抑制してまいります。

**【財政課】**

9. 岡山市北区の本町 8 番地区及び平和町 1 番地区に係る固定資産税の超過税率の適用は止めること。

**【回答】**

「岡山市北区本町 8 番地区及び岡山市北区平和町 1 番地区」に係る第 1 種市街地再開発事業に対する土地、家屋の固定資産税の超過税率については、地方税法第 1 条第 1 項第 5 号及び地方税法第 7 条並びに岡山市市税条例附則第 9 条の 2 の規定に基づいて、限定して適用しているものでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。 **【税制課】**

10. 入札制度の改善について。

(1) 総合評価制度を見直し、地域貢献度を加味した評価項目・配点に改善すること。

**【回答】**

総合評価制度は、価格だけで評価するのではなく、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価することで、優れた調達が可能となることから本市でも平成 20 年度 7 月より導入しております。本市の建設工事総合評価一般競争入札は、施工実績、配置予定技術者の能力、企業の体制等を評価する特別簡易型を原則としており、そのうちの企業

の体制等に関する項目として、市内外業者区分及び本市と災害時における防災協力に関する協定書を締結していることを評価・加点することとしております。平成27年4月からは、市内業者及び従業員数50人以上の準市内業者への配点をさらに0.5点加点する予定としております。今後も総合評価制度の主旨を踏まえ、評価項目や配点について、他都市の状況も注視しながら、適切に運用してまいります。  
【監理課】

- (2) 一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。

【回答】

本市の入札制度においては、建設業者を経営規模や技術力等によりランク付けし、そのランクに応じた金額帯や地域エリアにより入札を行っております。今後も引き続き地元中小企業・業者に配慮した発注を行ってまいります。【監理課】

- 1 1. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。

【回答】

小修繕業者登録制度は、市内の零細業者の受注機会拡大のために平成23年度から試行しており、現在は試行第2期目であります。現制度の試行期間は、今年度までとなっていることから、来年度から再度2年間試行することとします。なお、次期試行期間は登録の申請を毎月受け付けることといたします。ご要望の対象金額の拡充については今後の検討課題と考えています。  
【監理課】

- 1 2. 岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地については、方針を持って解決すること。事業計画が無いままの土地購入はしないこと。

【回答】

公社保有の長期保有地については、二度にわたる経営健全化計画の実行により、解決を図ってきています。今後も、解決にむけて関係局と協議していきます。なお、新規土地購入については、事業計画が確実なものに限って取得することとしております。  
【財産活用マネジメント推進課】

- 1 3. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど、市民生活の実態に即した徴収を行うこと。徴収業務にあたっては、人権侵害としないよう注意すること。

【回答】

税や料金の徴収にあたっては、期限内納付がない方に対して、督促状や催告書の送付、電話や訪問によって、できるだけ早期に接触して納付を呼びかけております。その際、納付にあたって個別の事情等がある場合には、その状況に応じて分割納付

相談に応じたり、減免について区役所での手続き等を案内しております。

しかし、資力がありながら納めない、市からの呼びかけに応じない等の滞納者については、きちんと納めていただいている他の多くの方との公平を図る観点から、法令に基づいて差押え等の滞納処分を行っております。

また、人権につきましては、徴収業務においてのみならず、公務に携わる市職員として当然、率先して配慮すべきものであると認識しており、適切な対応を行っているところです。

今後とも一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応をするよう留意していきたいと考えております。 【収納課 料金課】

1 4. 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。

【回答】

「総務局関係の項目5」のとおりです。 【収納課】

1 5. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。

【回答】

財産区財産の市有財産化にあたっては、市有化し公共の福祉の用に供すべき財産であるかどうかの確認、処分方針についての財産区住民の意向を確認することが不可欠であり、管理実態のない財産区において、どのようにそれらを確認していくか検討を進めているところです。 【財産活用マネジメント推進課】

1 6. 区ごとの特徴あるまちづくりを一層進められるよう予算を配分すること。

【回答】

区役所の予算については、平成27年度当初より、各区における地域に根差した身近なまちづくりや地域課題に区が主体となって対応するため、各区が政策推進方針を提出し、新規・重点事業については直接要求できる仕組みを新設することとしています。また、既存の区づくり推進事業についても、区が主体となってまちづくりを考える観点から、補助対象事業や補助率を見直し、区から直接要求できるように変更する予定です。 【財政課】

## **保健福祉局 関係**

1. 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会に参加する岡山市にふさわしい平和行政をすすめること。

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

**【回答】**

岡山市は、平成22年1月に平和市長会議（平成25年度から平和首長会議）に加盟し、平成24年9月日本非核宣言自治体協議会に加入し、これまでも平和な社会の実現を願って昭和60年6月25日に行った「平和都市宣言」の中で、核兵器の廃絶を願い、平和で幸せな岡山市を築くため不断の努力を続けることを誓いました。

今後もこの宣言の趣旨を踏まえ、平和祈念事業を推進することで、平和の尊さを市民に周知するとともに、平和なまちづくりを進めるための努力を続けていきたいと考えております。

**【福祉援護課】**

2. 平和行政を進めること。

(1) 2015年度予算に、終戦70周年にふさわしい事業を盛り込むこと。

- ①市民参加の行事を取組むこと。
- ②戦災死者追悼のため、氏名を彫った平和の礎を建立すること。
- ③岡山空襲資料室で特集を組むこと。
- ④各学校・園、公民館などで啓発を行うこと。

**【回答】** ①～④まとめ

戦後70周年に際し、市民とともに戦災死者の追悼と平和の尊さを次世代に伝えることができるような事業を実施するため、必要な予算の確保に努めます。また、関係機関と連携し、岡山空襲展示室を積極的に活用した事業を行い、啓発に努めます。

**【福祉援護課】**

(2) 岡山空襲展示室を充実させること

- ①現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
- ②市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織すること。
- ③シティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。
- ④教育現場への活用の啓発とホールなどの利用をシティミュージアムと共有すること。
- ⑤来訪者に分かりやすい案内表示を施設周辺に設置すること。
- ⑥教育現場などに資料を貸し出す仕組みをつくること。

**【回答】** ①～⑥まとめ

平成24年10月1日に開設した岡山空襲展示室は、3名の学芸員を配置し、戦災資料の収集、展示等を行っております。今後のあり方は、事務量や利用者の状況等も考慮し、総合的に検討していきたいと考えております。

岡山空襲展示室の平和教育への利用を促進するため、市内の小中学校全てに広報用のチラシを配布するとともに、写真パネルや焼夷弾レプリカの貸出及び各種テキストの提供並びに学校等でのパネル展示の補助等を行っており、各学校が平和学習

のために来場した際も学芸員による展示資料の解説を積極的に行っているところ  
です。

また、施設の使用は、岡山シティミュージアムと協議を行いながら、その利用状  
況を踏まえて行っております。

案内表示については、施設の構造上、制約はありますが、来場者の方がわかりや  
すい表示となるよう工夫をしております。 【福祉援護課】

(3) 戦争・戦災遺跡の保存・伝承に努めること。マップの作成、説明板の改善・保  
全・増設をすること。

【回答】

戦災遺跡は、市内の23カ所に被災建築物説明板を設置し現在も探しているところ  
です。しかしながら、これらの増設及び保存は、所有者の意向を尊重する必要が  
あり、簡単に結論を出すことは困難です。

また、説明版は、所有者等と協議し、できるだけわかりやすい場所に設置し、必  
要に応じて修繕等も行っております。

なお、「岡山空襲の記憶」のパンフレットには被災建築物説明板を設置した概略  
図を掲載しております。 【福祉援護課】

3. 高齢者福祉の充実のために。

(1) 在宅介護も施設入所も本人や家族の希望、事情に応じて選択できるようにする  
こと。

【回答】

介護保険制度上は、在宅介護か施設入所かの選択についてはご本人やご家族の希  
望に沿って選択していただけるようになっております。 【介護保険課】

(2) 総合事業は、サービスの質を落とさないために、上乘せを含めて制度を作るこ  
と。サービスから切り離される軽度者の受け皿を確保するにあたっては、今ま  
で通り事業所に委託できる仕組みを含めて検討すること。

【回答】

この度の介護保険法改正に伴う新しい総合事業は、地域包括支援センターのケ  
アマネジメントに基づき、利用者の状態像に応じて自立支援に向けた総合的なサ  
ービスを提供しようとするものです。

新しい総合事業の実施にあたっては、国が示したガイドラインに基づきサービ  
スを提供していくこととなりますが、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支  
援ができる仕組みとなるよう検討しております。 【高齢者福祉課】

(3) 引き続き特別養護老人ホームは、建て替えも含め増床に努めること。要介護度  
2以下でも実情に応じて入所対象とすること。

**【回答】**

次期第6期介護保険事業計画（H27～29年度）におきましても、待機者の状況や介護保険料負担などへの影響も考慮しながら、待機者の解消に向けて整備を進めたいと考えています。

要介護2以下であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難と認められる場合、入所を可能とする特例措置を設けることとしています。

**【高齢者福祉課】**

- (4) 低所得者の特養入所にあたっての利用者負担の軽減が後退しないようにすること。市独自の補助を行うこと。

**【回答】**

低所得者に対しては、介護保険施設の食費及び滞在費について保険給付の一部として補足給付を行い、利用者負担の軽減を行っておりますので、今後も保険給付の範囲内で軽減措置を行ってまいりたいと考えております。

**【介護保険課】**

- (5) 平成27年度介護保険料金改定の議論開始に向け、実情をつかみ、値上げ回避に最大限の努力を払うこと。本人の収入を基本とした保険料の減免制度を拡充すること。

**【回答】**

現在、介護保険料は、本人及び世帯の市民税課税状況等に応じた所得段階別の12段階設定となっています。

低所得者への対策としては、平成24年度から、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入+合計所得が80万円を超え120万円以下の人を対象として、基準額に0.7を乗じたものに引き下げた保険料段階を新たに設定し、負担軽減を図っています。

なお、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入等が80万円を超える場合でも、世帯収入、扶養及び資産が岡山市独自の減免制度条件に該当するときは、申請により最も保険料額が低い第2段階保険料相当額まで軽減しております。

平成27年度介護保険料改定については、介護給付費準備基金の取崩額を活用し、保険料上昇の抑制に努めてまいります。

**【介護保険課】**

- (6) 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。

**【回答】**

保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険制度は市民の共同連帯の理念に基づき、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度であるため、きちんと納めていただいている被保険者との公平性の観点から、一定の保険料の滞

納に対して保険給付の制限を行うことは必要であると考えております。

しかしながら、災害その他特別の事情があると認める場合には、給付制限の適用をしないこととしております。 【介護保険課】

#### (7) 要介護認定について

①介護保険の申請は必ず受け付けること。特に、がん患者の認定は迅速にすること。

##### 【回答】

介護保険の認定申請は、現在、各福祉事務所で行っております。申請をお断りすることは原則ありません。末期がんなどで、心身の状況に応じて迅速に介護サービスの提供が必要となる方の要介護認定の取り扱いについては、できる限り早期に認定調査及び認定審査会の審査を行うなど、早期対応に努めております。

【介護保険課】

②65歳未満のがん患者について、末期がんに限定しないこと。

##### 【回答】

介護保険制度において40歳以上65歳未満の第2号被保険者が要介護認定を受けるためには、要介護状態等の要因である身体上及び精神上的の障害が、介護保険施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（特定疾病）によることが要件とされています。

その中で「がん」については、がん（医師が一般的に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）と明記されております。岡山市としては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えており、ご理解をお願いいたします。

【介護保険課】

#### (8) すべての福社区に介護予防サービスセンターを設置すること。

##### 【回答】

介護予防センターは、岡山、北、南の各ふれあいセンター内に事務所を置き、事務所ごとに担当エリアを持ち介護予防事業を実施しております。

事業実施にあたっては、住民の方々が参加しやすいよう市立公民館やコミュニティハウス等に出向いて教室を開催しているところです。 【高齢者福祉課】

#### (9) 介護従事者が安心して働くために、給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。障害者就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して援助制度を拡充すること。

##### 【回答】

介護現場における人材確保と労働環境の改善については、サービスの安定的な提供と質の維持・向上のためにも不可欠であると認識しており、引き続き国への要望

等を行っていきたいと考えております。

【介護保険課 事業者指導課】

- (10) 介護現場の離職者を減らすため、平成27年度までの国の処遇改善施策を継続するよう国に求めること。

【回答】

介護職員処遇改善加算については、国においても例外的かつ経過的な取り扱いとされ、平成24年度から3年間の予定で導入されたものですが、現在進められている平成27年度の介護報酬改定の議論の中で、継続・拡充の方向で検討されています。

【介護保険課 事業者指導課】

- (11) サブセンターの集約分室方式の検証をし、機能しているサブセンターは残すように方針転換すること。

【回答】

サブセンターの分室化についてですが、現在、社会福祉法人等へ委託してサブセンターを設置していますが、一人体制であることから、職員の外出時の窓口の不在や介護、保健、医療、福祉などの総合的な相談や虐待などの困難事例に、早急な対応が難しいなどの課題が生じております。

そのため、サブセンターを分室化し、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士からなる専門職員を分室に集約することにより、相談窓口職員が常駐するとともに、総合的な相談や困難事例に対し、チームアプローチを行うとともに、迅速に対応できるよう体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

【高齢者福祉課】

- (12) 安心して在宅介護ができるように地域包括ケアシステムの24時間地域巡回型訪問サービスを拡充すること。

【回答】

地域包括ケアシステムの構築に不可欠な定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第6期介護保険事業計画において拡充する方向で検討します。

【介護保険課 事業者指導課】

- (13) 通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。

【回答】

通所系サービスの食事代自己負担については、利用者の負担感への一定の認識を持っておりますが、他の居宅サービス利用者との費用負担の公平性という観点から、軽減対策をとることは困難であると考えております。

【介護保険課】

- (14) 高齢者虐待への対応システム（相談窓口・緊急一時保護など）を整備・拡充し、市民に啓発すること。

**【回答】**

「岡山市高齢者虐待防止連絡会」を通じて、保健、福祉、医療、警察などの関係機関と情報共有や連携強化を図るとともに、高齢者虐待防止専門員の配置や、成年後見制度を活用した高齢者虐待の対応を実施しているところです。

また、新聞販売の団体や水道メーター検針の委託先事業者等との間で、虐待が疑われるなど異変に気付いた場合の情報提供に関する協定の締結など、高齢者に対する見守り活動、高齢者虐待の早期発見などに向けた体制づくりを進めているところです。

さらに、特別養護老人ホームのベッドを確保し、緊急の場合に高齢者の入所をスムーズに進めるため、受け入れ体制の強化をしているところです。

**【高齢者福祉課】**

- (15) 介護者支援金を慰労金に戻し、所得による対象者制限をやめ、実態に合わせて支給要件を緩和・改善すること。

**【回答】**

介護者慰労金については、第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定における在宅福祉のあり方の中で検討した結果、常時介護要件を撤廃する一方、所得要件を設け、在宅高齢者介護支援金というかたちで整理したものです。ご理解をお願いします。

**【高齢者福祉課】**

- (16) サロン事業補助は対象を広げ、増額すること。

**【回答】**

「サロン」については、社会福祉協議会が行っている事業ではありますが、地域での仲間づくり、高齢者の見守り、介護予防のほか地域包括支援センターが地域で活動する中での1つの拠点と考えております。

地域全体で高齢者を支える体制づくりに向け、「ふれあい・いきいきサロン」と地域包括支援センターをはじめとする岡山市との連携や支援のあり方については、今後、検討してまいりたいと考えております。

**【高齢者福祉課】**

- (17) 養成した生活・介護支援サポーターを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。

**【回答】**

養成した生活・介護支援サポーターは、サロンなどにおいて介護予防活動などの地域活動に関わっていただきたいと考えております。

今後もサポーターの方々の協力・協働のもと地域活動の充実を図ってまいりたいと思います。

**【高齢者福祉課】**

- (18) 小規模多機能型事業所について、十分に成り立つ介護報酬制度に改善すること。

**【回答】**

介護報酬については、公定価格として国が設定するものであり、現在国において次期介護報酬等について検討されています。小規模多機能型居宅介護サービスについても、介護報酬に加えて、サービスの提供形態や人員基準を併せて検討されています。市としては、その動向を見ながら、サービス内容の周知や居宅介護支援事業所との連携について支援していきたいと考えています。

**【介護保険課 事業者指導課】**

- (19) 緊急通報システムについては、昼間一人になる高齢者世帯にも適用すること。  
設置時の自己負担を軽減すること。

**【回答】**

緊急通報システムは、高齢者のみの世帯に属する寝たきりや病弱な方を対象に、貸与（給付）しております。日中の一人暮らし高齢者などの設置要件の緩和については、高齢者の生活実態、見守り体制の状況を勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

**【高齢者福祉課】**

- (20) 寝たきりで常時おむつをしている高齢者の非課税世帯の助成措置を講じること。

**【回答】**

介護者慰労金の見直しの中でおむつ代に対する助成について他都市の状況を調査、研究してまいりましたが、新しい事業の創設にはなりませんでした。ご理解をお願いします。

**【高齢者福祉課】**

- (21) 介護給付事業の住宅改修事業の償還払いをやめ、現物給付にすること。

**【回答】**

介護保険の住宅改修費は、介護保険法上、償還払いとなっております。

**【介護保険課】**

4. 後期高齢者医療制度について。

- (1) 国・広域連合へ以下のことを働きかけること。

①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。

**【回答】**

後期高齢者医療制度については、引き続き国において議論されると聞いております。

市としましては、国に対して、被保険者の混乱を招かないよう十分に周知・説明したうえで、持続的かつ安定的な制度を確立するよう、また市町村への財政支援措置を行うよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。 **【医療助成課】**

②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、支払い可能な金額とするよう求めるこ

と。市として負担軽減措置を講じること。年金天引きをやめるよう国に求めること。

**【回答】**

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料抑制のために国において引き続き十分な財政措置をすべきであることなどについて、全国市長会などを通じて国に要望しているところであり、本市独自の財政措置は考えておりません。

なお、保険料の年金天引きについては、希望により口座振替での支払に変更できることとなっております。**【医療助成課】**

③限度額適用・標準負担額減額認定証の対象者には、医療機関窓口提示前に支払った窓口負担金にも適用するよう国に要望すること。

**【回答】**

引き続き岡山県後期高齢者医療広域連合にお伝えしますが、国の法令・制度設計によるところでもありますので、ご理解をお願いします。**【医療助成課】**

④特定健診の制限をやめるよう国に要望し、健診は無料とすること。

**【回答】**

後期高齢者の健診では、医療サービスの提供機会が確保されているという観点から、長期入院者や血圧を下げる薬を使用している方等が健診の対象外となっております。

また、検診の自己負担については、受診の妨げにならないように、医療費の負担率（自己負担1割）に比べて低い金額で設定しております。**【保健管理課】**

(2)岡山市では資格証明書を発行しないこと。

**【回答】**

岡山市の後期高齢では、発行実績はありません。資格証明書の発行につきましては、岡山県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいります。**【医療助成課】**

5. 70歳～74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

**【回答】**

70歳～74歳の医療費負担は、平成20年度から法律上2割負担とされていますが、特例措置により暫定的に1割負担とされていました。この特例措置に関しては、国において「より公平な仕組みとするため」平成26年4月から段階的に廃止されることになっています。

岡山市としては、混乱のないよう周知に努めてまいりたいと考えております。

**【国保年金課】**

6. 国民健康保険について。

(1)市の政策繰り入れを増やし、保険料を引き下げ、払える保険料にすること。

**【回答】**

国民健康保険会計につきましては、平成19年度以来7年間保険料率を据え置いており、この間、給付費の増加に伴い一般会計からの政策繰入額は年々増え続け、平成26年度は29.8億円を予算計上しております。

医療費増大などによる将来的な財政負担を考えると、給付と負担のバランスを取ることが喫緊の課題であり、一般会計からの巨額な政策繰入を、際限なく拡大することは困難であると考えております。

今年度は、4月に策定した岡山市国民健康保険財政健全化計画に基づき、医療費適正化や収納率向上に集中的に取り組んで収支改善に努めるとともに、来年度以降、政策繰入や保険料率について、議会にもお諮りしながら総合的に検討し、財政の安定化を図ってまいりたいと考えております。 **【国保年金課】**

(2) 国庫負担の引き上げを求め、県に全国平均並みの補助金を求めること。

**【回答】**

国民健康保険の財政基盤の強化に関しては、全国市長会等を通じて、国に継続して要望しているところです。県も含めた公的負担については、今後の都道府県単位化の動向を見極めながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

**【国保年金課】**

(3) 減免制度を拡充・周知し、分割納付の相談に丁寧ののること。

**【回答】**

低所得や高齢の方に対する減免制度につきましては、国の法定軽減があり、平成26年4月から国の軽減拡大が図られたこともあり、ほぼ50%近い世帯が軽減の対象となっています。さらに所得激減などによる市の独自減免を実施するなど、個々の実情に応じ、きめ細かな対応をしているところですのでご理解をお願いします。条例減免の拡充は、財源確保にあたって保険料率への影響もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

減免制度の啓発については、保険料額決定通知書に同封するリーフレット、窓口にある小冊子、ホームページ等で、早めにご相談いただくようお知らせしているところです。

分割納付の相談につきましては、今後とも一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応をするよう留意してまいりたいと考えております。 **【国保年金課 料金課】**

(4) 国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。

**【回答】**

医療給付の財源となる保険料を徴収している以上は、その負担の公平性を考慮することが必要です。短期被保険者証（以下「短期証」）も資格証明書（以下「資格

証)も、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務であり、その運用自体をやめることはできません。

資格証については、70歳以上の高齢者や高校生以下の被保険者は交付対象から除外しております。また、資格証交付者であっても疾病等特別事情に該当する場合は、納付相談の申し出をいただければ、短期証を交付するなど、状況に応じた、きめ細かい対応に努めております。 【国保年金課】

(5) 国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、細かい対応ができるよう国保年金課職員を増員すること。

【回答】

現在、料金課が国民健康保険料を含む5料金の徴収業務を担当しており、正規職員に加えて任期付職員や嘱託員が文書・電話・訪問催告、窓口相談等の業務を分担して、納付の呼びかけや相談に応じることをしています。

さらに納付相談がしやすくなるように、休日や夜間の納付相談・訪問催告も行っているところです。 【料金課】

(6) 特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

【回答】

特定健診の受診期間については、医療機関との協議の中で決められるもので、平成22年度から1ヵ月延長を行い、現在の6月～12月で定着しております。

特定健診の受診率向上は、被保険者の健康増進の面から、また、将来の医療費適正化の面からも重要なテーマであり、平成23年度からは、市広報紙等への掲載、『けんしんガイド』の全戸配布、テレビ、ラジオ等マスコミを通じた制度の周知、関係機関と共同した啓発イベントの開催などで、積極的な受診勧奨に努めています。また、ハガキ、電話による検診未受診者に対する個別の受診勧奨も行っており、今後も受診率の一層の向上に努めていきたいと考えております。

70歳以上の方の自己負担については、大変厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いしているものであります。 【国保年金課】

(7) 国保の広域化に反対すること。

【回答】

国保の都道府県単位化のあり方については、現在国において厚労省と地方自治体代表とで構成される『国保基盤強化協議会』で検討されており、8月に中間整理が公表されました。この中では、財政運営を都道府県が担い、保険料の賦課・徴収、保険事業、窓口業務は市町村が担うことが考えられるとされていますが、現段階では、市・県の具体的な役割が示されていない項目も多く、今後の進捗を注視していきたいと考えております。 【国保年金課】

(8) 2010年の厚労省通知に基づく一部負担金減免制度を市民と医療機関に周知すること。

【回答】

制度については、各窓口で配布している新規加入者向けの国保制度紹介冊子で周知しております。また、医療機関については個別に対応させていただいております。【国保年金課】

(9) 緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。

【回答】

限度額適用認定証の交付にあたっては、保険料をきちんと納めていただいている他の多くの方との公平を図る観点から、保険料を滞納していない世帯であることを確認することとしております。(国民健康保険法施行規則により規定)

限度額認定証が交付できない世帯については、基準に該当すれば、高額療養費の貸付金を申請していただけますが、貸付金については、その財源を保険料から充てている以上、現行の基準を緩和するのは、極めて困難であると考えています。

【国保年金課】

(10) 国保運営協議会委員の公募枠を作ること。被保険者の代表を入れること。

【回答】

国民健康保険運営協議会は、法定の市町村必置機関であり、その委員は「被保険者代表」「保険医または保険薬剤師代表」「公益代表」の三者同数で構成するとされており、退職者医療制度の関係から「被用者保険等被保険者」の委員も加えることができるかとされています。

本市におきましても、それぞれ各分野を代表される方々、24名の委員の方々にご就任いただき、広く様々な立場から貴重なご意見を頂戴しているところです。

被保険者代表につきましては、公平性や公益性を考慮し、各種団体からの推薦、紹介をいただき選任していますので、公募をする予定はありません。【国保年金課】

(11) 減免の運用改訂については、窓口での相談は料金課まかせにせず、国保年金課も対応し、親切な対応をすること。

【回答】

減免相談については、各区役所窓口等で対応しております。料金課、国保年金課とも連携し、事情に応じたきめ細かな対応をしていくよう心がけております。

【国保年金課】

(12) 命にかかわる生活保護基準以下で暮らす方の差し押さえはやめること。

【回答】

文書催告だけでなく、電話や訪問等により再三にわたり納付勧奨を行い、納付相談を呼びかけていますが、何の連絡もない方、納付約束をまもっていただけない方については、できるだけ滞納が累積化する前に財産調査を行い、資産・資力のある方については滞納処分を行うこととしております。 【料金課】

7. 無料低額診療制度を市民に広く知らせること。実施事業所への補助を行うこと。  
薬代も無料低額制度の対象とすること。

【回答】

無料低額診療事業について、市のホームページも活用した広報を行いました。今後も引き続き効果的な広報のあり方を関係機関の協力を得ながら行ってまいりたいと考えております。

なお、社会福祉法で規定されているこの制度は、国において見直しを検討中とのことから、その情報収集に努め、その検討結果を待って、今後対応して参りたいと考えております。 【福祉援護課】

8. 児童福祉を充実すること。

- (1) 子どもの虐待が多発する複雑な社会情勢に鑑み、児童福祉司・児童心理司・保健師、子ども相談主事などを抜本的に増員すること。また福祉事務所に正規の職員の配置を行い、虐待ケースの迅速な対応ができる仕組みをより強めること。

【回答】

近年核家族化、地域社会のつながりの希薄化により、子ども虐待は全国的にも増加傾向にあり、複雑多岐な課題を抱える事例が増える中、岡山市では身近な相談機関として市内6ヶ所の福祉事務所に設置した地域こども相談センターと、高い専門性に基づいた支援を行うこども総合相談所が、それぞれの役割を果たし連携をとりながら対応をしております。

こども総合相談所には、児童福祉法施行令に定める配置基準を満たす児童福祉司を配置するほか、児童心理司、保健師、医師等を配置していますが、今後とも適正な人員配置に努めるとともに、研修への参加等を通して専門性の向上を図っていきます。

地域こども相談センターについても、相談体制の強化が必要と考え正規職員の複数体制等の実現や研修の充実に努めてきたところです。今後も引き続き、適切な職員配置、職員の資質向上に努めていきます。 【こども総合相談所 こども福祉課】

- (2) 虐待死亡事件の分析結果を引き継ぎ、再発防止を図ること。

【回答】

平成23年発生しました2件の児童虐待による死亡事例につきましては、岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において検証を行い、それぞれの検証報告の提言を受け、組織体制や支援のあり方、関係機関との連携等を見直し、再発防止策の強化に努めるとともに、広く市民が児童虐待防止に関心を持ち早期発

見、未然防止に取り組むことが重要と考え、市民に向けての研修や啓発活動を行っております。

今後も地域、学校をはじめ、関係機関への周知と連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見とともに児童虐待対応力のより一層の向上に努めていきたいと考えております。 【こども企画総務課 こども福祉課 こども総合相談所】

(3) 岡山市中区浜の市有地を活用し、老朽化した善隣館の建て替えを計画すること。

【回答】

善隣館の改修につきましては、市の耐震化計画指針に沿った形で行っていききたいと考えていますが、内容については今後具体的に検討していききたいと考えております。 【こども福祉課】

(4) 児童自立支援ホームへの補助を継続すること。社会的養護施設を出てからの電話相談、生活相談など体制を整えること。

【回答】

現在、市内に3か所設置されている「自立援助ホーム」に対して、安心こども基金を活用した環境改善事業補助、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を活用した職員研修事業補助を行っているところです。

「自立援助ホーム」の運営は、児童福祉法に基づく措置費を主な財源としており、平成24年度からは建物の賃借に係る実費も対象となるなど、社会的養護の充実が進められているところです。

また、自立援助ホームや児童養護施設でも施設退所後のアフターケアをすることが位置づけられていますが、18歳に達した以降は、現実的には退所者の状況まで把握して十分な支援につなげることは難しいため、今後、これらの支援策につきましても、国や他都市の動向、地域のニーズ等を見極めながら検討していききたいと考えております。 【こども企画総務課】

(5) 里親制度の拡充をすること。

【回答】

社会的養護のうち家庭養護の担い手である里親制度の推進が求められる中、児童虐待防止月間行事と連携し里親制度の普及啓発を行うほか、里親への研修事業、相互交流事業等の実施などを通して、里親制度の拡充を図るとともに、児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置を進めるなど里親支援策の拡充にも努めているところです。

また、平成26年度には県・市里親会、岡山県等と連携し全国里親大会（おかやま大会）を開催したところであり、この取り組みの経験をいかして、里親会や児童福祉施設等との連携強化を図りながら、個々の児童にとってよりのぞましい生活の保障に配慮しながら、家庭的養護の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

【こども総合相談所】

9. 弱者が対象となる貧困ビジネス等について、ケースワーカーによる訪問などを通じて実態を把握し、情報公開を含め、市として適正な対応をとること。

【回答】

現在のところ、本市において、いわゆる貧困ビジネスと言えるものの存在を確認できていません。ケースワーカーによる訪問などを通じて、仮に疑わしいものがあれば実態の把握に努め、適切な対応をとりたいと考えています。

【生活保護・自立支援課】

10. 県下最低レベルの子どもの医療費無料化制度を、通院も中学校卒業まで拡充すること。国に対し、子どもの医療費無料化を制度化するよう求めること。県に対し、補助を元に戻すよう求めること。

【回答】

子ども医療費助成制度につきましては、その充実を図る方向性において、さまざまな課題にどう対処すべきか、有識者の方々からご意見をお聞きするため、「岡山市子ども医療費助成制度のあり方等に関する検討会」を設け、ご議論いただいたところです。

検討会でのご意見を参考に、小学生のうちは受診機会が多いことや、小児科医はじめ医療関係者の負担、市の財政負担等を総合的に勘案して、助成対象年齢については、小学校6年生までとし、負担のあり方については、現行の3割負担を1割負担に軽減することといたします。

また、子どもの医療費無料化制度については、全国市長会を通じ要望しているところです。

県からの補助金については、岡山市が政令市に移行するときに県と協議し「3年間の経過措置を講じることとし、現行の補助率から、移行後、毎年その4分の1ずつ均等に引き下げる。」と取り決め、平成24年度から廃止されたものであります。

【医療助成課】

11. 市としても不妊治療の補助制度を創設すること。

【回答】

特定不妊治療を実施された方に対し、国の基準に合わせ、1回15万円（ただし、凍結胚移植及び卵が得られないため治療中止の場合、7万5千円）を上限に、初年度は3回、以降年度内2回、通算10回（ただし、これまで助成を受けておらず、平成26年度に初めて助成の申請をされる方においては、妻の年齢が39歳以下の場合には通算6回まで、年度内の回数制限なし）の助成を実施しております。

【保健管理課】

12. 「健康市民おかやま21」の推進をはかること。

(1) 自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。窓口職員に、ゲートキーパーの役割も担えるような研修を充実させ、窓口職員を拡充すること。

【回答】

自殺予防対策として、救急病院や警察等の関係機関との連携を強化し、精神科医や保健師、精神保健福祉士などが自殺未遂者などハイリスク者支援を実施しています。窓口職員に対しては、保健所やこころの健康センターにおいて、ゲートキーパー研修を行うなど関係部署の職員に対して正しい知識の普及啓発等、人材育成に努めているところです。 【保健管理課】

(2) 新型うつを含め、うつ病対策を強めること。

【回答】

現在、保健所・保健センター等において、うつ病をテーマにした健康教育や講演会を実施し、うつ病に関する正しい知識の普及に努めております。 【保健管理課】

(3) 「歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯周病検診に取り組むなど、歯周病予防対策を推進する計画を策定すること。妊産婦の歯科健診を実施すること。県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画に位置付け、実施学校を増やすこと。

【回答】

歯周病予防対策、妊産婦に対する歯科健診、フッ化物の応用といった施策については、条例に基づき平成26年3月に策定いたしました「岡山市歯科保健基本計画」の具体的な取組として、協議会のご意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。 【保健管理課】

(4) 市内の禁煙外来に取り組む病院情報を提供すること。市有施設内の禁煙を徹底すること。

【回答】

禁煙外来、禁煙クリニック一覧に関する情報については、健康情報コーナーや市のホームページにおいて、情報提供を行っております。

(参考)

[http://www.city.okayama.jp/hofuku/kenkoudukuri/kenkoudukuri\\_00021.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/kenkoudukuri/kenkoudukuri_00021.html)

本市においては、受動喫煙を防止するため、原則として建物内禁煙を実施しています。 【保健管理課】

ただし、本庁舎1階の建物内喫煙コーナーは、来庁される市民の喫煙者のご意見にも配慮して設置しています。本庁舎のようにすでに完全分煙ができている施設については当面喫煙室を残し、建物内に完全分煙できる施設がない場合は、屋外に喫煙場所を設置しています。

ご提言のとおり、全国的な受動喫煙防止対策の強化への流れのなか、敷地内禁煙も選択肢の一つですが、激変緩和も必要なことから、今後は、健康増進法の趣旨を踏まえつつ、国や他の自治体の動向にも目を向けながら、時代に即した禁煙対策を心がけたいと考えております。 【給与課】

(5) HIV感染予防のための啓発、研修を充実させること。感染者のバックアップ体制をつくること。

**【回答】**

HIV 感染予防のため、地域住民、学校、企業を対象に、「エイズ・性感染症・性教育出前講座」開催するとともに、大学等の学園祭を利用した若年層への取組を行っております。

また、必要に応じて、エイズ治療拠点病院、福祉事務所、カウンセラー、NPO等と連携し、感染者の治療や生活を支援したいと考えております。 【保健管理課】

1 3. 「がん対策推進条例」に基づき、総合的にがん対策を推進すること。

(1) 早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。特に女性のがん健診率を引き上げること。

**【回答】**

受診率向上のため、医療機関の一覧を掲載した「けんしんガイド」の全戸配布、企業グループと連携した啓発イベントの開催、企業向け出前講座の実施などに取り組んでおります。今後も地域団体や医師会等の関係団体と連携・協力しながら、特に若年層の受診率が低い女性特有のがんを含む検診の受診率向上に努めていきたいと考えております。 【保健管理課】

(2) 緩和ケアの周知と実施機関を増やすよう取り組むこと。

**【回答】**

緩和ケアについては、ホームページや健康教育を通じて、理解を深めていただくとともに、県及びがん診療連携協議会等と連携し、実施機関の充実に努めていきたいと考えております。 【保健管理課】

(3) 相談支援センターの周知を行い、市民の活用をしやすいようにすること。

**【回答】**

がん患者会、がん相談支援センター等を掲載した「がん相談窓口紹介カード」の配布をはじめとして、ホームページで「岡山がんサポート情報」を紹介するなど、がんに関する情報の提供に努めているところです。 【保健管理課】

(4) がん対策予算を増やし、患者の経済的負担の軽減（リンパ浮腫患者の弾性衣料など）のしくみをつくるなど、医療制度改善を国に求めること。

**【回答】**

岡山市では、岡山市がん対策推進条例を制定し、がん対策を推進しておりますが、治療の保険適用や療養費の取扱い等については厚生労働省中央社会保険医療協議会の中で評価検討等が行われており、これら国の動向を今後も注視してまいりたいと考えております。 **【国保年金課 保健管理課】**

(5) 末期の診断に関わらず、がん患者の在宅介護支援を拡充すること。

**【回答】**

40歳以上の方は、要件を満たせば介護保険を利用することにより在宅支援を受けることができます。今後も、住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう研究していきたいと考えます。 **【介護保険課】**

14. 障害者福祉の充実をはかること。

(1) 障害者総合支援法の応益負担の撤回を国に求めること。国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿った福祉法に改正するよう国に求めること。

**【回答】**

平成25年4月施行の障害者総合支援法の見直しについては、法の施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされており、検討の際には障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

本市では、他の政令市等と共同して早期の情報提供と十分な準備期間、財政措置を国に要望しており、国において開催される審議会等の動向を注視してまいりたいと考えております。 **【障害福祉課】**

(2) 障害者差別解消支援地域協議会には当事者を加え、その意見を施策に反映させること。

**【回答】**

平成28年4月施行の障害者差別解消法に規定されている障害者差別解消支援地域協議会については、現在国において設置・運営マニュアルが検討されているところですので、その検討結果に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。 **【障害福祉課】**

(3) 精神医療の自己負担への助成制度を設けること。特に低所得者への助成制度を設けること。

(4) 更生医療・育成医療の自己負担への助成制度を設けること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

**【回答】(3)(4) まとめ**

精神医療、更生医療及び育成医療の自己負担については、障害者総合支援法によ

り原則1割負担となっております。

また、負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1か月当たりの負担限度額が設定されるとともに、高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方について軽減措置も設けられているところであり、新たな助成制度については、考えておりません。

なお、在宅酸素療法患者の医療費については、身体障害者手帳1・2・3級所持者及び重度の知的障害者の方は、心身障害者医療費助成制度(所得制限があります)の対象となる場合もありますので、ご理解をお願いします。

【障害福祉課 保健管理課 医療助成課】

(5) 日中一時支援事業を拡充すること。18歳以上も対象とすること。

【回答】

日中一時支援については、介護者が就労している就学中の障害児については1月あたり23日、それ以外で介護保険の対象にならない障害者及び障害児については1月あたり8日を限度としてサービスを提供しています。サービスの拡大については、困難と考えています。

【障害福祉課】

(6) グループホーム制度を推進すること。地域生活へ移行する観点から精神障害者のグループホームを確保すること。

【回答】

グループホームについては、引き続き整備が必要であることから、今後、地域移行施策を進めて行く中で、計画相談事業者や地域定着支援事業者などと連携するとともに、設置に向けた事業者への働きかけを行っていきたいと考えております。

【障害福祉課】

(7) 福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の基準を本人所得に改めること。

【回答】

福祉タクシー事業については、平成20年度までは国県の地域生活支援事業費補助金の対象でしたが、21年度からは対象外経費とみなされ市単独事業となっている状況であり、助成の拡大については困難と考えています。

【障害福祉課】

(8) 障害者雇用を促進させること。市として精神障害者の雇用を促進させること。そのために条例を制定すること。

【回答】

精神障害者を含む障害者の雇用促進については、今年度、関係機関などから障害者の就労についてどのような課題があるかご意見をお聞きしてまいりました。そこで明らかになった課題について、どのような対応ができるかの検討を進めておりま

す。

【障害福祉課】

- (9) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確保すること。

【回答】

保健師は健康増進、母子保健、精神保健、感染症を含む総合保健事業を担っており、市民の健康維持のため重要な役割を果たしております。

平成26年度には11人の保健師を採用しておりますが、今後とも継続的な採用について、関係部局と協議していきたいと考えております。 【保健管理課】

- (10) 障害者自立支援法のサービスを受けている方が、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。

【回答】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法の規定により、介護保険の給付が優先されますので、障害福祉サービスから介護保険サービスにかかわることになります。

ただし、障害者の方で、必要なサービスの支給量が介護保険サービスのみによって確保できない場合等、特別な事情がある場合は、介護保険サービスに上乗せして障害福祉サービスが支給されます。 【障害福祉課】

- (11) 65歳以上の障害者が介護保険制度を利用する際、上乗せサービスを受ける条件を撤廃すること。

【回答】

障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定の方法については、平成26年6月議会において陳情が採択されたところであり、その趣旨を踏まえて検討してまいりたいと考えております。 【障害福祉課】

#### 15. 生活保護行政の充実をはかること。

- (1) 生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、人権侵害とならないようにすること。老齢加算を元に戻すよう国に求めること。扶助額の減額や控除の廃止など生活保護基準を元に戻し引き上げるよう国に求めること。

【回答】

生活保護行政における制度運営は、市民の信頼に応えるものでなければならぬと考えております。

生活保護基準につきましては、社会保障全体の中で国が設定するものであり、今後、様々な機会をとらえて他の政令市と意見交換していきたいと考えます。

【生活保護・自立支援課】

(2) 福祉事務所のケースワーカーを増員し、担当数を1人80ケース以下とすること。増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けて万全の体制をとること。申請者に対する接遇の改善、窓口対応を改善すること。

**【回答】**

生活保護世帯の増加が続くなか、ケースワーカーの配置につきましては、平成26年度当初の人事異動により1名の増員を行い、さらに福祉事務所には就労支援相談員、年金調査専門員、生活支援相談員等を配置し、ケースワーカーの事務負担を軽減すると同時に、被保護者の自立に向けたサポートを行っています。

また、北区中央福祉事務所、南区南福祉事務所に続いて26年10月に中区福祉事務所に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置するなど、被保護者の求職活動を支援する体制を充実したところです。

今後も、引き続き適正な職員数の確保と申請者に対する接遇や窓口対応の改善に努めてまいります。 **【生活保護・自立支援課】**

(3) 住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。

**【回答】**

限度額は国において定められるものですが、今後、必要に応じ全国の政令市等と意見交換してまいりたいと考えております。 **【生活保護・自立支援課】**

(4) 異常気象への対応として、夏季加算・冬季加算を検討すること。

**【回答】**

生活保護の夏季加算については、国に設置されている生活保護基準部会の議論の動向を注視してまいりたいと考えております。(平成22年9月の参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣が「夏季加算について検討すべき」と答弁している。)

**【生活保護・自立支援課】**

(5) 生活保護申請者に対して、医療機関利用の制度説明を徹底すること。

**【回答】**

新規申請時の医療扶助については、病状、受診予定等を聞き取る中で、より具体的な説明を行うようにしてまいります。 **【生活保護・自立支援課】**

(6) 受給者の親兄弟が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを知らせること。

**【回答】**

親族の葬儀等への参加のための移送費については、一定の要件はありますが、支給できるので受給者からの相談があれば、適切に対応してまいります。

**【生活保護・自立支援課】**

(7) 車の資産活用については、世帯状況・仕事の条件などを考慮して対応すること。

**【回答】**

車の保有については、世帯や仕事の状況などを十分把握し、要件に該当するか否か慎重に検討のうえ、対応してまいります。 **【生活保護・自立支援課】**

16. ホームレス対策予算を増やし、対応を強化すること。生活困窮者支援は、きめ細かい対応ができるよう実績・実態を勘案して事業主体を選定すること。

**【回答】**

① 平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」施行に伴う制度の移行を踏まえ、ホームレスだけでなく、住まいに困窮する方を含め、効果的な支援について検討して参りたいと考えております。

② 生活困窮者自立支援事業の委託先につきましては、各種福祉制度についての知見や相談実績などを十分有し、関係機関や社会福祉法人、NPOを含め地域と連携して事業を実施することができる能力を有する事業者であることが望ましいと考えております。

委託先の選定につきましては、事業者としての福祉・生活相談等の実績、また、事業従事者である個々の相談支援員の経験や資格等を勘案し、行ってまいりたいと考えております。 **【生活保護・自立支援課】**

17. 動物愛護法に基づく啓発を行い、適正な動物愛護行政を進めること。

(1) ドッグランをつくること。

(2) 地域猫活動への助成の拡大と普及・啓発に努めること。

**【回答】** (1) (2) まとめ

動物愛護精神の普及については、ホームページや広報紙等を活用するとともに、動物愛護フェスティバル等の機会を利用して、引き続き啓発活動に努めていきます。

ドッグランの設置については、民業圧迫への配慮や犬相互の感染症の問題、排泄物の管理等、種々の課題があるため、公営・民営施設の利用状況や市民ニーズを注視していきたいと考えております。

地域猫活動に対する支援等については、平成24年度から平成26年度までの3年で所有者のいない猫対策モデル事業を行い、効果検証により生活環境被害の軽減に一定の効果あるとの結論から、事業を継続する方向で、実施方法、実施内容などを研究しているところです。 **【保健管理課】**

18. 政令市市長会が求めている最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。

無年金者が生じないように啓発に努めるとともに、市として相談体制を引き続き堅持すること。

**【回答】**

年金確保支援法による納付可能期間の延長や、年金機能強化法による受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金法による低所得者への福祉的な給付措置等、将来

の無年金者及び低額年金受給者の発生を防止するための国の施策が講じられています。

市としても窓口等での相談については引き続き対応していきます。【国保年金課】

#### 19. 放射性物質について。

(1) 人体への影響について、市民への情報提供を充実すること。

##### 【回答】

放射性物質に関する知識については、ホームページにおいて、厚生労働省ホームページのリンクをはるなど、正しい知識の情報提供に努めております。

今後も、随時、ホームページやパンフレット等により分かりやすい情報提供を心がけていきたいと考えております。【保健管理課】

(2) 環境中の放射性物質について測定し、数値を市民に公表すること。

##### 【回答】

岡山県環境保健センターにおいて、岡山市内の空間放射線量については毎日、水道水や大気中の粉じん等の放射性物質については、毎月または3か月毎に測定されています。また、市内2箇所の海水浴場での海水に含まれる放射性物質については、年1回開場前に本市は測定しております。その結果は文部科学省及び岡山県のホームページで公開されており、市のホームページからも参照することができます。

【環境保全課】

(3) 放射線測定装置を市民に貸し出しできるようにすること。

##### 【回答】

当市が保有する放射線測定器は、農産物等の汚染状況を測定することを目的とした機器であります。測定にあたっては、自然界に存在する放射線の影響を大きく受け、測定方法や環境由来の放射線の影響評価等、専門的な知識や技術が必要とされるため、市民への貸し出しは考えておりません。【保健管理課】

#### 20. 地方独立行政法人化後も市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。

(1) 引き続き利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し、患者の声を聴き、改善に取り組むこと。

(2) 引き続き住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。

(3) セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。

(4) 小児救急など、救急医療を一層充実すること。

(5) 開業医・介護保険事業者との連携を大切にし、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。

(6) 予防医療の充実策として健診・人間ドックに取り組むこと。

- (7) 療育システムの一翼を担うこと。
- (9) ハイリスク妊産婦への対応を強化すること。
- (10) 24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
- (11) 病児・病後児保育に取り組むこと。
- (12) 救急医療・感染症・犯罪被害者対応・緩和ケアなど自治体病院に求められる地域医療を担うよう位置づけること。
- (13) 市民病院を国に対し、地域医療の質を守るため、診療報酬引き上げを求めること。
- (14) 地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。

**【回答】**

保健福祉局関係20（項目（8）を除く）について、一括して回答させていただきます。

市民病院は、地方独立行政法人へ移行しましたが、ERと保健医療福祉連携を柱に、市立病院としてこれまで担ってきた医療ネットワークを支える「最後の砦」としての役割を引き続き果たして参ります。

市民病院の運営については、地方独立行政法人へ移行したため地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下、「総合医療センター」と言う。）が行っており、予算についても、総合医療センター自らが、4年間の中期計画期間中の予算額算定のためのルールや計画等を定め、この計画実現にむけて各年度の予算を編成します。

岡山市においては、総合医療センターが引き続き住民のための病院づくりを実施できるよう設立団体としての役割を果たしていきたいと考えております。

**【医療政策推進課】**

- (8) 医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。

**【回答】**

平成27年5月の新市民病院開院にあわせて、在宅医療・介護に関する相談に対応する総合相談窓口として、新市民病院1階に本市が運営する「岡山市地域ケア総合推進センター」を開設します。

この相談窓口が岡山市における医療・介護の拠点となることを目指すとともに、市民が予防・診療から介護まで切れ目ないサービスを受けることのできる仕組みづくりを推進して参りたいと考えております。

**【医療政策推進課】**

- 21. 現市民病院跡地については、地元住民との協議会を立ち上げ、早急に方向性を示すこと。

**【回答】**

跡地活用につきましては、引き続き地元へ足を運び、地域住民等の意見、要望を聞きながら、中心市街地の活性化や安全・安心の観点から有効利用の方法の検討を進めてまいります。

**【医療政策推進課】**

## 岡山っ子育成局 関係

### 1. 保育行政の充実について。

#### (1) 就学前教育・保育の在り方について

- ①常時900人前後いる保留児解消のために、受け入れ増は認可保育園を原則とすること。
- ②地域型保育事業を実施しないこと。
- ③市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
- ④営利企業の参入をさせないこと。

#### 【回答】

本市では、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」を基本に、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもたちに等しく教育・保育を提供するという国の方向性を踏まえて、保育の希望があって入所できない子どもの減縮につながる取組を進め、幼保連携型認定こども園の整備に取り組むこととしています。

こうした中、現在、民間活力を活かした認可保育園の新增設を進めるとともに、子ども・子育て関係者からご意見を伺いながら、幼稚園余裕教室の活用や、公立施設の民営化などについても検討することとしています。

なお、子ども・子育て支援新制度では、保育の需要が充足されていない場合は、施設の設置主体を問わず認可することとされていますが、本市が幼保一体化施設として想定している幼保連携型認定こども園の設置者は、国、自治体、学校法人及び社会福祉法人に限られています。 【こども園推進課】

#### (2) 市立認定こども園について

- ①これ以上、市立認定こども園の対象園を増やさないこと。
- ②試行されている5園について、幼稚園と保育園のクラスは分けること。教職員の処遇に格差を作らないこと。保育料に格差を作らないこと。
- ③工事期間中の給食について、法律を順守し、3歳未満児については調理給食を徹底すること。外部搬入は極力避け、近隣園や小中学校で対応するよう努めること。栄養給与目標、衛生管理、事故責任を明確にすること。

#### 【回答】①～③まとめ

本市では、教育・保育提供区域（30区域）ごとに、公としての役割を担う施設を定め、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」を基本に、幼保一体化の推進、施設配置の最適化及び保育の希望があって入所できない子どもの減縮に取り組むこととしております。

市立幼保連携型認定こども園の学級編成では、認定こども園の良さを活かすため、国の考え方に沿って、幼保子どもの同じクラスでの教育・保育を予定するとともに、認定こども園に勤務する職員は、同じ保育教諭として勤務していただき、保育料は、国基準を踏まえ、現在の利用料金と大きく変わらないよう設定したいと考えています。

また、工事期間中の給食については、離乳食及びアレルギー食は、近隣の保育園で調理したものを搬入し、その他の提供を民間事業者に依る場合には、改修工事の工程調整等により期間短縮を図るとともに、栄養給与目標による取組や衛生管理を徹底した上、各園の状況などを踏まえて、対応したいと考えております。

【こども園推進課 保育園・幼稚園課】

(3) 抜本的な保育士不足を解消するために、保育士・保育所支援センターを充実させること。保育士の処遇を改善すること。

【回答】

保育士・保育所支援センターについては、平成26年6月に設置したところですが、潜在保育士の再就職支援や保育所の人材確保の支援を行ってまいりたいと思います。

また、保育需要の増加とも相まって人材確保が難しくなっていることもあり、保育士の離職防止をはじめ、資格を持っていながら就労していない潜在保育士を獲得していくためにも、保育士の処遇の改善に努めてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

(4) 保育士の配置についてはさらに水準を上げること。公私格差が生じないよう予算措置をすること。

【回答】

現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況や、本市の財政状況、保育士確保にかかる問題等、諸般の事情を考慮し、条例による配置基準を国の基準より高く設定することは困難な状況ではありますが、保育園の適切な運営が行われるよう、体制整備については、引き続き検討課題としてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

(5) 保育士の配置に加え、全ての保育園に看護師を加配すること。

【回答】

乳児の多い保育園にあっては、看護師等の専門性を活かした対応が必要なことから、引き続き配置園の拡大に努めてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

(6) 市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。臨時保育士の待遇改善をすること。

【回答】

保育内容の充実と円滑な園運営のため、適正な保育士の配置など良質な保育環境確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

(7) 幼稚園での3歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。

【回答】

3歳児教育・預かり保育の実施につきましては、幼保連携型認定こども園において実施してまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

(8) 給食の直営自園調理を守ること。民間委託をしないこと。

【回答】

食育の観点や、アレルギー対応も増えていることなどから、公立保育園においては自園調理を基本としながらよりよい食事の提供方法について検討してまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

(9) 保育計画の策定に当っては、産休明け・育休中・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。

【回答】

保育園の整備については、就学前児童数の動向や保育ニーズなどを把握した上で、進めてまいりたいと考えております。 【こども園推進課 保育園・幼稚園課】

(10) 待機児童（保留児）の抜本的解決を図るため、「安心こども基金」を恒久的なものとするよう国に求めること。

【回答】

保育所整備に要する財源については、大都市児童福祉主管課長会議等を通じて、税財源の移譲、安心こども基金の継続及び新たな特別措置の創設等について、国に要望しているところであります。 【こども園推進課】

(11) 私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。国に対して保育運営費の基準の引き上げを求めること。家庭支援推進担当保育士を配置すること。

【回答】

私立保育園の人件費につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業により拡充が図られております。また、家庭支援担当保育士の配置につきましては、要支援児童の割合が特に高い公立保育園において実施しております。 【保育園・幼稚園課】

(12) 認可外保育施設への補助金を増額すること。

【回答】

市長が保育を委託し費用を支出している認可保育所と、利用者と施設との間で直接契約がなされる認可外保育施設とでは元来性質が異なりますが、認可外保育施設が子育て支援において認可保育所を補完する役割を果たしていることから、一定の

条件を満たす場合には、児童の処遇に要する経費の一部を補助しておりますので現状でご理解願います。 【保育園・幼稚園課】

(13) 病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

【回答】

病児・病後児保育につきましては、開設にかかる費用の一部を補助することとしておりますが、現在のところ実施施設がない地区につきましては、引き続き施設の増設に努めたいと考えています。 【保育園・幼稚園課】

(14) 発達障害などの子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。

(15) 障害児においては、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により受け入れること。

【回答】(14)(15)まとめ

保育に欠ける障害児につきましては、集団保育が可能な限りできるだけ受け入れております。今後とも、障害児保育の需要に対応していくために、保育環境の整備に努力してまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

(16) 地域子育て支援センターは公募すること。中学校区に1つ設置すること。

【回答】

岡山市では、従来から保育園、幼稚園、公民館、地域の子育て団体がそれぞれに特徴ある活動を展開しているという、子育て支援の実施状況があり、それぞれの活動の充実や市民への周知に努めてまいりました。なお子ども・子育て支援法にある地域子ども・子育て支援事業としての地域子育て支援拠点事業については、子ども・子育て支援事業計画策定の中で、検討を行っており、現在事業を実施している施設を中心として提供体制を確保する計画ではありますが、事業の実施拡大とその手法については、今後検討してまいります。 【こども企画総務課】

(17) 同時入所でなくても第3子以降の保育料は無料にすること。多子世帯においては、入園順序に関わらず不公平にならないようにすること。

【回答】

多子世帯に対する保育料の減免制度に関しましては、国が示す制度を運用しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

(18) 保育料の値上げをしないこと。

【回答】

今後とも、負担能力に応じた適正な保育料の設定に努めてまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

2. 学童保育を充実するために。

- (1) 放課後児童クラブ事業の実施に当っては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、放課後子ども支援員の処遇や体制などの引き上げに努めること。

- ①施設基準や放課後子ども支援員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。

【回答】

この度、設備及び運営に関する基準を定める条例において、施設や放課後児童支援員の資格等の基準を定めました。新制度施行後は、この基準に基づき、定期的な監査や運営指導を通じて適正な事業の実施に努めてまいります。

【こども企画総務課】

- ②市の責任で担当課を立ち上げる。課付けの放課後子ども支援員を確保し、各クラブの緊急時や産休代替など派遣できるようにすること。

【回答】

今後とも担当部署の体制確保に努めるとともに、各児童クラブの負担軽減のため、どのような支援、施策が必要なのかについて、今後、児童クラブ連合会と協議しながら検討してまいりたいと考えております。【こども企画総務課】

- ③会計・実務は市の担当課がまとめて行うこと。

【回答】

現在各運営委員会で行っている事務については、運営委員会の負担が軽減されるよう、方策や支援について検討してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

- ④保育料を市内同一にすること。保育料減免制度をつくること。

【回答】

保護者負担金の平準化については、児童クラブ連合会と協議を進めながら、検討してまいりたいと考えております。

また、運営委員会が地域の実情に応じて決めている現状では、保育者負担金の一律の減免は難しいと考えております。【こども企画総務課】

- ⑤放課後子ども支援員は、研修を充実するなど、質の向上をはかること。

【回答】

資格を有する優秀な放課後児童支援員を確保する観点からも、雇用形態や処遇については重要な課題であると認識しており、今後検討してまいります。

また、放課後児童支援員や補助員等の研修については、資質やスキル向上のために充実していく必要があると考えております。【こども企画総務課】

⑥非営利法人化や市の直営など、責任を持って運営できる体制にすること。

【回答】

現在、本市においては各地域の各種団体で構成される運営委員会が、「地域の子どもは地域で守り育てる」という市民協働の理念のもと、長年にわたり児童の健全育成に重要な役割を担っております。

現行の運営委員会による運営を継続しながら、基準条例の運用や運営指導を通じてサービス内容の平準化に努めるとともに、将来に向けて安定的に運営ができるように、委託や法人化も含め、児童クラブ連合会と協議してまいります。

【こども企画総務課】

⑦7人以上の大規模放課後児童クラブは、2施設での学童保育に対応した指導体制にするため、分割加算を増額すること

【回答】

現在、大規模クラブが複数施設で運営していくために、運営費補助の中に分割加算を設けその支援を行っております。厳しい財政状況の折ですが、平成27年度からの受け入れ児童の6年生までの拡充に伴い、児童クラブへの運営費補助の充実に努めてまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

⑧執務室や障害児対応の部屋を設けること。1人当たりの面積基準は保育スペース以外を含めずに最低1.65㎡から1.96㎡に改めること。努力義務とせず財政支援を行い実行すること。

【回答】

今回の基準では、児童1人当たり面積を、原則おおむね1.65㎡としておりますが、現在の施設水準で面積基準をそのまま適用すると、既存放課後児童クラブの受け入れ児童数を削減することが危惧されるため、今まで通り保護者と児童が安心して児童クラブを利用することができるように、経過措置を設けたものですので、ご理解をお願いします。

また、受け入れ児童の対象が6年生まで拡大したことにともない、施設確保とともに既存施設の整備につきましても、今後、取り組んでまいります。

【こども企画総務課】

(2) 施設確保にあたっては、小学校の空き教室、幼稚園の空き教室などの公的施設を優先的に利用し、拡充すること。

【回答】

児童クラブの施設確保については、まず学校、幼稚園の余裕教室やその他の公的施設の活用を考えるなど、各地域の実情や施設の状況等も勘案しながら今後も、加速して確保をすすめてまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

3. 発達障害児支援センターについて。

- (1) 早期発見・早期治療のできる療育システムを各機関と連携し、拡充すること。  
「ひかりんく」に、診断に当る医師を配置すること。
- (2) 現在の利用者実績に鑑み、広いところに移転し、発達診断・療育の対応を一本化し、内容も充実すること。

**【回答】**

- (1) 保健センター、医療・療育機関、保育園・幼稚園等との連携を図りながら、早期発見から本格的な療育へとつなぐためのプレ療育や親子の居場所作り、就学前訪問支援、個別の相談支援など早期支援の充実を医師によるスーパーヴァイズのもとに努めてまいります。
- (2) 発達障害者支援センターは平成23年11月に勤労者福祉センター内に開設し、利用者も遡増している中、ふれあいセンターなどの公的施設も活用しながら発達支援事業等の運営を行っております。支援体制等のあり方を今後も継続的に検討・研究していく中で、支援内容の一層の充実を努めてまいります。

**【発達障害者支援センター】**

4. 発達障害等を早期発見できる就学前の5歳児検診体制をとること。

**【回答】**

- 1歳6か月児健診、3歳児健診により、発達障害等の早期発見に努めております。  
なお、発達障害者支援センターにおいては、保育園・幼稚園等を巡回し保護者への相談・支援を行うことにより、早期発見・早期支援の機会を設けていくことに努めています。

**【保健管理課 発達障害者支援センター】**

5. わんぱくプレーパークの運営費を補助すること。

**【回答】**

- プレーパークの運営費等の支援は難しいと考えておりますが、野外の体験活動や外遊びの活動は子どもたちの成長にとっても、子育て支援策としても有意義なものであると考えており、岡山市として可能な支援について検討してまいりたいと考えております。

**【こども企画総務課】**

6. 国連から勧告されている子どもの権利を位置づけた条例を市として制定すること。

**【回答】**

- 岡山市では、子どもの権利条約の趣旨も踏まえて「岡山市市民協働による子どもの自立を促進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しております。平成22年度に策定した「心豊かな岡山っ子育成プラン」は、その行動計画を含む内容となっており、平成27年度に改訂する新プランにおいても、引き続きその周知や啓発に努めていきたいと考えております。

**【こども企画総務課 教育企画総務課】**

7. 仁愛館へのDV被害者入居が増えている実態をふまえ、警備システムを導入し、安全確保に努めること。老朽化した施設を建て替えて、入居者の自立支援を充実させること。

**【回答】**

入所者の安全対策として、警察への非常通報装置に加えて、平成 25 年度には防犯カメラ 2 台を設置したところです。また、入所者が安心して生活を送ることができ、複雑化する個別の課題に適切に対応した支援が行えるよう、引き続き施設整備や支援の充実を図ってまいりたいと考えております。 **【こども福祉課】**

**環境局 関係**

1. 産業廃棄物対策について。

- (1) 排出する事業者に対し、発生抑制・有害な廃棄物を出さないなどの責任強化をはかること。
- (2) 県外からの持ち込みに対し、抑制の仕組みをつくること。
- (3) 水源地などに産廃処理施設を設置することができないように位置規制を盛り込むなど、「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。
- (4) 本市においても厳重な立ち入り監視・調査・指導を行うとともに、「岡山市産業廃棄物施設の設置に関わる紛争の予防及び調整に関する条例（仮称）」を制定して同様の趣旨を盛り込み、違反者への罰則規定を強化すること。

**【回答】** (1)～(4) まとめ

要求の内容については、現行の廃棄物処理法において既に規定されているものもあります。岡山市としては、関係法令を所管する部署とも連携を図りながら、現行法及び岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例等を適切に運用していきたいと考えております。 **【産業廃棄物対策課】**

2. 地球温暖化など環境破壊に対応して、循環型社会の啓発・推進をすすめること。そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発をすすめること。2014年秋のESD国際会議の終了後も継続的にESD活動に取り組むこと。

**【回答】**

本市では、現在、岡山市環境パートナーシップ事業（エコボランティア活動）、環境家計簿モニター活動等による人々の参加と協働、岡山ESDプロジェクトによる国内外地域との交流と連携、地球環境保全活動を進めるとともに、持続可能な社会の実現に貢献する環境先進都市を目指し、市民の皆さまへの普及啓発や自主的な市民活動の支援に取り組んでおります。

地球環境問題の解決のためには、一人ひとりが、現在の考え方や暮らし方を見直すとともに、自主的・積極的な環境保全活動に取り組んでいくことが求められてお

り、今後も、継続した取組・支援が重要であると考えております。【環境保全課】  
E S Dは、2014年の世界会議開催以降も継続して取り組むべき世界共通の課題であり、岡山E S D推進協議会が本年度策定予定の「新・岡山E S Dプロジェクト基本構想」に沿って、E S D岡山モデルを多くの人々と共有しながら、2015年以降も取り組んでまいりたいと考えております。【E S D世界会議推進局】

### 3. 家庭ごみ対策について。

- (1) ごみ有料化後、減量したことをふまえ、有料化を再検討し、無料に戻すこと。  
当面、45リットル袋を45円に値下げすること。
- (2) 焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの分別を行うこと。
- (3) 「ゼロエミッション」を基本に、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルなどの分別・資源化を徹底して、リバウンドの恐れがない方法でごみ減量化に取り組むこと。
- (4) 分別・資源化の技術開発をよく研究し、取り入れ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂にこれらを盛り込むこと。

#### 【回答】

(1) 家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としたものであります。

岡山市の有料指定袋の料金設定は、1リットル1円を基本に設定しており、45リットル袋の価格については、ごみの減量意識を維持し、より小さい袋の使用へシフトしていただくためには、必要と考えております。

また、有料化をきっかけに、ごみ減量意識が定着してきたところであり、引き続き、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

(2) プラスチックの分別については、平成24年3月に策定したごみ処理基本計画において、コスト・施設等の観点から、本市では当面サーマルリサイクルが合理的であると判断しております。

(3) (4) 岡山市は1. ごみゼロ社会に向けた4Rの促進、2. 市民・事業者・行政による参加・協働の促進、3. 市民サービスの向上、4. 事業系ごみの減量化・資源化、5. 環境教育の充実、6. 安全・安心・安定的な処理体制の確保、7. きれいなまちづくりの推進を7つの基本方針とし、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築をめざしていくことをごみ処理基本計画に示しています。

【環境企画総務課】

### 4. 事業系ごみについて

- (1) 分別を徹底し、減量化をはかること。
- (2) 収集許可事業者の指導を行うこと。
- (3) 事業者からのごみの持ち込みについては、適宜、展開検査を実施するなど、

不正を許さないこと。なお、ごみの検量は厳正に行うこと。

**【回答】(1)～(3)まとめ**

本市は、市内の大規模排出事業者を対象とした、事業系ごみ減量化・資源化推進研修会を開催するとともに、排出現場での指導を強化しています。

また許可業者への指導や許可更新時の講習受講の義務付け、適宜展開検査や、ごみの検量についても行っております。

**【環境事業課 環境施設課 環境企画総務課】**

5. 拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。

**【回答】**

拡大生産者責任につきましては、従来から全国都市清掃会議を通じて国などに要望しており、また、政令市が加入している大都市清掃事業協議会を通じても要望しているところです。

**【環境事業課 環境施設課 環境企画総務課】**

6. 剪定ゴミのたい肥化や木質ペレット化などで、大量焼却する政策を抜本的に改め、焼却量を減らすこと。

**【回答】**

剪定枝のリサイクルについては、発生量が季節的に大きく変動すること、新たな施設整備が必要なことなど様々な課題もあることから、現時点ではサーマルリサイクルをおこなっております。

**【環境企画総務課】**

7. ごみ収集委託料は実態に基づき適正に見直すこと。

**【回答】**

毎年業務内容に応じ、見直しを行っておりますが、今後においても必要に応じて見直しを行いたいと考えております。

**【環境事業課】**

8. 直営地域については戸別収集方式を導入すること。まず、高齢者・障害者世帯の戸別収集は対象を拡大すること。

**【回答】**

ごみステーションでの、有料指定袋で排出された可燃ごみ・不燃ごみの収集、資源化物の収集が市民の皆様に浸透しているところですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、高齢者・障害者世帯への戸別収集である「ふれあい収集」制度を、平成24年5月より全市へ拡大したところであり、周知広報に努めているところです。

**【環境事業課】**

9. 年に一回程度、粗大ごみのステーション収集を行うこと。

**【回答】**

粗大ごみの収集につきましては、有料戸別収集が市民の皆様に浸透しているところですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 **【環境事業課】**

- 1 0. 市内の焼却施設・浄化センターなどの安全対策に万全を期し、地元住民に情報を公開し、必要な対策を講じること。

**【回答】**

焼却施設等の運営管理に当たりましては、安全対策に万全を期した運転を行っており、定期点検及び定期修理を計画的に行うことで、安全・安心・安定的な運営に努めております。

また、焼却施設等の環境測定の結果につきましては、広報紙、ホームページ及び地元連絡会議で公表しております。 **【環境施設課】**

- 1 1. し尿浄化槽の清掃・維持管理を料金も含め、適正にするように市の指導を強めること。合特法による代替業務は廃止すること。

**【回答】**

浄化槽の清掃・維持管理について適正に行うよう浄化槽管理者に指導するとともに、業界に対しても機会をとらえながら説明責任を果たすよう指導してまいります。また、料金については浄化槽管理者と業者との契約に基づき決められるべきものと認識しております。なお、環境省の調査によると岡山県の料金負担は近隣県に比べて負担が特段重いものとはいえないと聞いております。 **【環境保全課】**

公共下水道が供用開始されて以来、許可業者は著しい影響を受けてきた経緯があり、本市は許可業者方式を中心とするし尿処理体制を維持することとして、合特法に基づく合理化事業を実施してまいりました。このため、合特法に基づく代替業務の提供は、現在のところ本市のし尿処理業務の安定確保のためには必要であると考えております。 **【環境事業課】**

- 1 2. 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続き、オオタカ等絶滅危惧種に指定されている生物、希少生物であるスイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。

**【回答】**

生物多様性保全に関する市民啓発や、身近な生きものの里制度による市民の自主的な自然保護活動の支援、自然環境保全地区の指定による開発時の適切な環境配慮などにより、絶滅が危惧される生物への保護対策を行っているところです。今後も引き続き、総合的・効果的な施策を推進していきたいと考えております。

**【環境保全課】**

- 1 3. 低周波公害、騒音・振動、電磁波などへの対策及び発生抑制に対し、保健福祉

局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。条例を拡充すること。該当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。

**【回答】**

低周波音については、環境省において測定方法に関するマニュアルが作成されており、相談があれば測定を実施し、問題解決に努めております。しかしながら、現在のところ低周波音による具体的な影響ははっきりしておらず、法令等による規制基準等が定められておりません。今後も、低周波音が原因と思われる相談があれば、状況確認及び問題の解決に努めていきたいと考えております。

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例の規制基準を有する法令の届出時に加え他法令での意見照会時には発生予防の観点に基づいて指導しております。相談が寄せられた場合には低周波音と同様に問題解決に努めております。

電磁界が健康に及ぼす影響については、国においても、WHOにおける検討の状況を注視するとともに、従前から、家電製品から発生するものを含む電磁波の人体に対する影響等について、国内外の情報の収集、各種調査研究、これらの成果に係る情報の提供等に取り組んでいるとのことであり、岡山市でもその動向を見守りつつ、今後の対策を検討していきたいと考えております。

岡山市環境保全条例の拡充については、今後の検討課題と考えております。

地元住民に対する事業者の説明については、設置や工事等を事前に知ることができた場合には、実施するよう指導することは可能です。 **【環境保全課】**

- 1 4. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。

**【回答】**

本市では、太陽光に恵まれた特性を最大限生かすことができる太陽光発電の普及を市域全体がソーラー発電所となることを目標に、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助事業や市有施設への太陽光発電設備の計画的・効率的な導入を推進しており、ホームページや太陽光発電の施工者への説明会を通じて補助制度の活用を促し、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいるところです

今後は、国の制度との協調を図りながら、より効果的な施策の強化に努めてまいります。

また、再生可能エネルギーを推進していくためには、国レベルでの対策が不可欠と考えており、指定都市市長会等の大都市会議を通じ、国に対して財政支援等の必要な関連施策を要望してきているところです。 **【環境保全課】**

- 1 5. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に、電気料金等の庶民負担を増やさないよう、国に求めること。

**【回答】**

電気料金に含まれる再エネ賦課金については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」において、賦課金の負担が過重なものとならないよう配慮することとされております。

本市としては、指定都市市長会等の大都市会議を通じ、再生可能エネルギーの一層の促進が図られるよう、固定価格買取制度の堅持と需要家の負担軽減を提言しているところです。 **【環境保全課】**

16. 現行のエネルギー課税を見直し、CO<sub>2</sub>排出量を考慮した環境税が市民負担ではなく、利益を上げた企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

**【回答】**

石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷に応じて負担を求める地球温暖化対策のための税（環境税）が、平成24年10月から施行され、温室効果ガスの9割を占める全化石燃料に対して広く薄く負担を求めらることで、特定の分野や産業に過度な負担となることを避け、課税の公平性を確保するとされています。

本市としては、この制度が国民全体の理解の基に適正に執行され、地球温暖化対策税によりCO<sub>2</sub>が削減されていくものと考えております。 **【環境保全課】**

## **経済局 関係**

1. 食料自給率向上に努めること。

**【回答】**

本市では、市民に安全・安心な食を安定して供給するため、産地や農業従事者の育成、生産者と消費者の交流拡大、食農教育、地産地消の推進等に努めてまいりたいと考えております。 **【農林水産課】**

2. 農地の保全をはかること。農地転用は厳格に行うこと。農地からの登記の変更は農業委員会の同意を条件とするよう国に求めること。生産緑地制度の導入を検討すること。

**【回答】**

農地転用許可申請の審査に際しては、農地法の規定に基づき引き続き厳正に審査を行うことにより、農地の適正な利用と優良な農地の確保に努めます。なお、農地から非農地への変更登記申請については、必ず法務局から照会があり、農業委員会からの意見をまって登記事案の処理が行われることになっております。

都市計画法で定める生産緑地地区については、都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資することを目的とするものでありますが、その指定区域については法的に岡山市は対象外となっております。

3. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。

【回答】

ミニマムアクセス米の輸入につきましては、政府は、国産米の価格・需給に影響を与えないよう、国家貿易品目として、加工用米や飼料用米を中心に輸入を行っており、WTO農業交渉において新たな合意ができるまでは現行水準が維持されるとしております。本市としましては、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

4. 国民生活に打撃を与える環太平洋連携協定（TPP）の交渉から撤退するよう国に求めること。

【回答】

TPPにつきましては、様々な分野にわたる影響が予想され、経済活動の各分野及び国民生活に及ぼす影響等について、国において、わかりやすい情報公開の下で、国民的な議論を尽くすとともに、社会経済への影響を十分考慮し、責任を持って最善の選択を行っていただきたいと考えております。

【農林水産課】

5. 古い米を含まずに100万トンの備蓄米確保を国に求めること。

【回答】

備蓄米につきましては、平成26年6月末時点の在庫が91万トンとなっており、平成26年産米についても25万トンが買い入れられると聞いております。本市としましては、国において適切な備蓄米の確保がなされるものと考えております。

【農林水産課】

6. 農産物の再生産可能な価格の保障、特に米価下落の折、十分な対策を行うよう国に求めること。

7. 農業を産業として成り立つように農家の所得補償をすることを国に求めること。

【回答】

食料の国内生産の確保と農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策が実施されており、販売価格と生産費の差額が補償されるとともに麦・大豆等の戦略作物の生産性向上が図られているところです。また、収入減少による農業経営への影響を緩和する対策も用意されているところです。今後とも国においては、農業の持続的な発展に向けた施策が推進されるものと考えております。なお、米の直接支払交付金は、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、26年度から単価が半減されました。

【農林水産課】

8. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。

(1) 兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。

**【回答】**

本市は兼業や小規模の家族経営農家が多数を占めており、こうした地域農業を支える方々が、やりがいを持って農業を営むことが大変重要であると考えております。

本市としましては、岡山市農業振興ビジョンに基づき、意欲ある家族経営型農業を促進するため、家族経営協定の締結を推進するとともに、生産者と消費者の交流の場となる産直市の開催等、消費者の農業に対する理解を深める地産地消等を重点施策として位置づけ、推進しているところであります。

今後とも各地区で、様々な農業者がそれぞれの役割を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。 **【農林水産課】**

- (2) 農業を支える担い手として、若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも行うこと。

**【回答】**

農業の健全な発展と経営の安定を図るためには、新規就農者等の担い手の確保・育成を進めていくことが重要であると考えております。

本市としましては、就農サポートセンターにおいて、きめ細かい就農相談、情報提供、関係機関・団体等と連携した就農研修を実施している他、制度資金融資や青年就農給付金をはじめとする各補助金事業の活用等を推進しております。

今後とも、就農希望者が安心して就農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

- (3) 岡山県が縮小した農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市として新設すること。

**【回答】**

県の農業普及指導センターでは、各作物の専門の技術職員により、産地や生産者への技術指導や営農指導が行われており、また、女性グループ支援事業により、農産加工品等の開発が行われております。

一方、管内のJAでは、地域の特色を生かした農業生産の振興を図り、それぞれの地域に密着した営農指導を行うため、各地区に営農指導員等を配置し、生産者へ営農指導力に力を入れております。

本市としましては、県、JA等と連携を図り、それぞれの機関で役割を分担しながら、引き続き本市農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

**【農林水産課】**

9. 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。

- (1) 市内産米粉製品の普及をはかること。米製粉事業を引き続き支援すること。
- (2) 地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
- (3) 地産地消の推進として、学校給食での地元産食材の割合を高めるよう、更なる

環境を整えること。

- (4) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
- (5) 郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。

**【回答】**

- ① 米粉の消費拡大のため、米粉商品を扱うお店をPRする「米粉マップ」の作成、「米粉スタンプラリー」や「米粉フェスタ」、また米粉料理教室の開催などを通じ、米粉の普及促進・消費拡大に努めており、引き続き米粉の普及促進に取り組んでまいります。
- ② 本市では、消費者である市民が地場産農産物の理解を深め、その消費拡大を通じ、地域の活性化及び農業振興を図るため、産直市の開催、農地でショッピング、農業者と商工業者とのマッチングイベント、地産地消体験バスツアー等の事業を実施しております。
- ③ 学校給食関係者に対し、農産物の旬の表及び直売所マップを配布などを通じ地元農産物が学校給食に提供されるよう環境を整えております。
- ④ **本市では、環境保全型農業の紹介パネル展や安全安心な農業生産に對金等の交付を通じ、環境保全と生産性の維持向上との調和がとれた環境保全型農業を推進し、エコファーマーの育成に努めております。**
- ⑤ 地産地消や食農教育を推進することにより、食料や農業に対する関心を高め、ひいては郷土料理や文化を守り、生産者の育成につながっていくものと考えております。

**【農林水産課】**

10. 土地改良事業については、必要性を精査すること。

**【回答】**

土地改良事業をより効率的、効果的に実施していくため、平成20年3月に「土地改良事業の基本的方向性」を定めて見直しを進めており、今後とも、事業の優先順位付けなどにより効果的な実施に努めてまいります。

**【農村整備課】**

11. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。

**【回答】**

土地改良区については、組織・運営体制の改善を促進する観点から、合併や合同事務所などを提案するとともに、「土地改良区統合整備促進補助金」を措置して取り組みの促進を図っているところです。各土地改良区の保有する財産の扱いなど個別事情があり、ここ数年間に合併した土地改良区はありませんが、引き続き合理化を進めていくよう働きかけてまいりたいと考えております。

**【農村整備課】**

12. 興除地区への清水導入を早急に実施すること。

**【回答】**

平成10年度より実施されている岡山南部地区国営かんがい排水事業については、計画の一部を変更した上で事業が進められております。今後とも、早急に事業が完了し、興除地区を含む事業地区において用水が確保されるよう、関係機関とも連携し、事業主体である国に働きかけてまいりたいと考えております。

**【農村整備課】**

13. 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。

**【回答】**

農業用水路の改修においては、地元住民等のご意見を伺い、地域のニーズにあった整備に努めるとともに、特に、貴重な動植物が生息する地域においては、水路の底を土のままとしたり、魚巢ブロックやホタルブロックを設置するなど環境に配慮した整備に努めているところです。

**【農村整備課】**

14. 多面的機能支払制度の啓発を十分に行うと共に、事務的支援を市として行うこと。

**【回答】**

本制度の啓発については、市民の広場、HPへの掲載等を始め、農業関係団体等へのパンフレット等の配布を行い、地域からの要望に応じて、町内会長や農業水利土木員等に対して必要な説明を行っているところです。

また、事務的支援については、国は制度改正に伴い、事務の簡素化を図っているところですが、補助金の適正な執行を確認するため、地域が行うべき最低限の事務が発生します。

これらの事務作業等について、市として適切な行政サポート等を行い、地域が取り組みやすい環境をつくり、農村地域の活性化の取り組みに発展させるべく、本事業の取り組みの広がりをも促進したいと考えています。

**【農村整備課】**

15. 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池を廃止すること。

**【回答】**

岡山市には、現在1452箇所（平成25年3月末現在）のため池があり、改修等が必要なため池については、順次改修等を進めているところです。

また、農業用の水源として利用されていないため池については、原則として廃止することとしておりますが、遊水地等の防災機能を期待される場合には、関係者とも検討・調整の上、水位を低下させつつ存続させる等の対応をしているものもあります。

**【農村整備課】**

16. 農業用水路の安全確保に取り組むこと。

**【回答】**

農業用水路の安全施設については、平成15年度に実施した調査に基づき、3年間で427箇所を整備しており、また、その後も、町内会を通じて施設整備等が要望された場合には、担当部局において適宜対応しているところです。さらに、平成24年の夏に実施した幹線水路沿いの安全施設の点検において確認された破損箇所については、24年度中には修繕を完了させております。【農村整備課】

17. 林業振興に取り組むこと。体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。木質ペレットなど、木材利用を具体的に進めること。県産材の利用を促進すること。

【回答】

本市では森林組合等と連携して間伐や林道整備等を行うとともに、施業の集約化の促進や作業路網の改良等により林業振興に取り組んでおります。また、子どもたちを対象とした森林体験も実施しております。

今後も木質資源の供給と需要の喚起に努め、林業の振興と森林の適正な保全に努めてまいります。【農林水産課】

18. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。

【回答】

本市は平成23年3月末、本市の持続可能で力強い経済基盤を構築していくため、商・工業を中心とする「産業振興ビジョン」を策定し、産業振興の基本理念及びめざす産業の将来像実現に向けた8つの実施戦略を定め、当該ビジョンに沿って取り組んでおり、今後も中小企業振興を図ってまいりたいと考えております。

雇用対策については、国、県等の関係機関と連携しながら、若者と地元中小企業とのマッチングなどについて検討してまいりたいと考えております。

【産業振興・雇用推進課】

19. 「中小企業振興条例」を抜本的に改正し、技術開発支援・指導員・機器貸し出し・販路拡大支援など、具体的な支援策を策定すること。

(1) 中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進をはかること。

(2) 中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。

【回答】(1)(2)まとめ

産業振興ビジョンにおいては、市内企業の大部分を占める中小企業の持続的な発展が地域の活性化には不可欠であることを念頭においたうえで、実施戦略の一つに「中小企業の経営基盤の強化を図る」ことを掲げ、その実施項目として「中小企業振興条例の見直し」「融資制度の充実」等に取り組むこととしているところであり、中小企業振興条例につきましては、中小企業者等の声もお聞きしながら理念型の条例に見直しを図り、また、融資制度につきましては、市内中小企業の資金需要や返

済負担に対する実態を勘案しながら見直しを図っているところです。

中小企業支援につきましては、現在、中小企業振興室において、中小企業の経営体質の強化と健全化に向け、相談窓口を設置し、場合によっては企業に出向き、財務内容や経営の現状分析、経営の改善策や戦略の提案を行う経営相談事業を行っているところであり、引き続き岡山商工会議所、各商工会等の関係支援機関とも連携を密にして、きめ細やかに実施していきたいと考えています。

【産業振興・雇用推進課】

(3) 技術力を活かした特色あるものづくりを支援すること。

(4) 福祉業界などと工業界の情報交換の機会を引き続き充実させること。

【回答】(3)(4) まとめ

産業振興ビジョンの中で、市内企業の技術力を活かした「既存事業の高付加価値化や新事業分野への進出支援」、本市の強みを活かした「医療、健康・福祉関連産業育成」に取り組むこととしており、昨年度は介護現場のニーズ調査とものづくりのシーズ調査を実施し、介護・福祉業界やものづくりにおける有識者との意見交換会、介護・福祉業界やものづくり企業を対象としたセミナー及び先端介護機器展示会を開催しました。今後とも、新たな介護機器等の開発促進のため、介護・福祉業界やものづくりにおける有識者や岡山大学、(公財)岡山県産業振興財団等の意見も聞きながら、情報交換の方法なども検討していきたいと考えています。

【産業振興・雇用推進課】

20. 地場企業の振興のために住宅リフォーム助成制度を創設すること。

【回答】

本市では、平成23年の東日本大震災の発生という不測の事態を受け、あくまで緊急経済対策の一環として当該年度限りの事業として取り組んだものです。現在の景気動向を見ると、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響はあるものの、平成23年当時とは大きく異なっていることに加え、単なる住環境改善を目的とした住宅リフォームに係る助成は個人の資産形成につながることから慎重な検討が必要であり、現時点で、ご要望の「住宅リフォーム助成制度」を実施する考えはございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 【住宅課】

地域経済の活性化策としましては、中小企業の経営基盤の強化・安定化に向けて、融資をはじめ、小規模事業者を対象としてマル経融資の利子補給、経営相談や経営セミナー、受注拡大のための現地商談会の開催等に取り組みます。

【産業振興・雇用推進課】

21. イオンモール頼みの「回遊性向上」ではなく、それぞれの地域の取り組みを支援する地に足の着いた振興策に転換すること。

【回答】

今年度の政策パッケージで柱としている「回遊性」と「魅力づくり」のうち、「魅力づくり」として商店街活性化支援事業を新たに設けている。これは各商店街が自分たちの商店街をどのような商店街にしていくかを主体的に考え、活性化計画を立てて、その計画に基づいた店舗誘致等をしていくための支援をするものです。活性化計画を立てることが必要であることから、時間はかかりますが、商店街が主体性を持って取り組むことを支援するものです。 【産業振興・雇用推進課】

## 2 2. 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。

- (1) 特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を樹立すること。
- (2) 店舗リフォーム助成制度を創設すること。
- (3) 空き店舗対策を拡充すること。

### 【回答】

(1) 先述したとおり、商店街が取り組むまちづくり計画等策定事業をはじめ商店街活性化支援事業として、岡山市商業振興対策事業補助金において、支援メニューを設けており、商店街が進める活性化計画作りの検討会議等に岡山市も参加するなどして支援に努めています。

(2) 空き店舗対策事業を実施しているところです。

(3) 商店街活性化支援事業において、商店街が自ら立てた活性化計画に基づいて指定した業種のテナントを誘致した場合、従来の空き店舗対策事業よりも手厚い補助をすることにしております。 【産業振興・雇用推進課】

## 2 3. 新産業ゾーンの立地企業については、期限終了時に必ず用地購入してもらうこと。期限終了後の貸付延長を認めないこと。

### 【回答】

岡山市と締結する10年間の事業用定期借地権設定契約の期間中も立地企業と継続的に売却交渉を行っていきたいと考えています。

また、事業用定期借地権設定契約は公正証書により更新しないこととなっております。 【産業振興・雇用推進課】

## 2 4. シティプロモーションにあたっては、目的を明確にし、効果を検証すること。

### 【回答】

本市では、地域経済の活性化とともに知名度や都市イメージの向上を図ることを目的に、平成22年度から国内外へのシティープロモーションを本格的に実施しており、今年度も、前年度の効果を検証しつつ新たな工夫を加えながら事業を展開しています。これらは、コンベンション誘致、国内外からの観光客誘致、さらには物産の販路拡大等の具体的成果につなげることを目指して実施しておりますが、今後その実施状況・効果等を検討し、地域経済の活性化、知名度や都市イメージの向

上に向けてより一層効果的な方法によるシティープロモーションに取り組んでいきたいと考えております。 【観光コンベンション推進課】

25. 不要不急な大型コンベンション施設は、建設しないこと。

【回答】

コンベンションの誘致・開催に当たっては、平成25年1月に「岡山市コンベンション戦略プラン」を策定するとともに、平成26年2月には「岡山コンベンションコンプレックス機能調査」として、既存施設並びにマーケットの調査・分析、さらには増強施設が備えるべき条件、コンプレックスとして機能する運営面での条件等について詳細な調査を行ったところですが、コンベンション施策については、今後とも、他の政策との整合性を図りつつ、経済効果面、事業採算性など、十分な検討を行う必要があると考えております。 【観光コンベンション推進課】

## 中央卸売市場 関係

1. 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。

【回答】

市民の台所である中央卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に提供する重要な役割を担っており、依然として生鮮食料品流通の中核としての地位を保ち、公共性は高いと考えております。公正、公平で透明性のある取引を続け、中小零細な産地、小売業者も差別なく参加できる場を維持していくためには、公設市場の開設形態を維持していくことが適切であると考えております。卸売市場は、産地（川上）と実需者（川下）との間にあって様々な情報が集まることから、これらの情報を活用することにより売れ筋商品の開発などコーディネート機能を果たすことで環境変化に対応しながら市場の活性化を図ってまいりたいと考えております。

2 卸売市場の開設者及び事業者として、各地の優れた取組や開発商品・加工食品・消費者動向などを場内卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等に情報提供を行い、関係者の経営改善に役立つ卸売市場となるよう努力すること。

【回答】

第9次卸売市場整備基本方針の中で、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、経営戦略的な視点を持った市場運営の確保が重要な柱として挙げられており、経営改善ができなければ卸売市場として生き残れません。そこで、平成24年3月に、岡山市中央卸売市場では、今後の消費者ニーズに応えうる施設・設備や運営体制の最適化により、地域の食を支える存在として、独立採算で安定的に経営を維持できるよう、開設者及び市場関係者が戦略的で実効性のある経営計画を立案することを目的として、「成熟した岡山市中央卸売市場戦略的経営展望」を策定しました。こ

の中で定めた重点戦略や具体的な行動計画を開設者、市場関係者がそれぞれ主体的に取り組むことで、市場経営の改善に繋げて参りたいと考えております。

- 3 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。

**【回答】**

岡山市中央卸売市場には保健所職員が常駐し検査体制が整った安全で安心できる食材提供をしていることは、これまでも見学など機会あるごとに市民にPRしてまいりました。また、毎月18日のイチバデーや第4日曜日のふくふく感謝デー等の機会を利用して、保健所によるPRコーナーを設けて安全性を実感していただく催しも行っております。

放射能汚染につきましては、岡山市中央卸売市場の卸売業者は、全国中央卸売市場青果や全国中央市場水産卸協会等を通じて農林水産省の生鮮野菜等の放射能に関する情報を入手しております。万が一、放射性物質の疑義のある物品の入荷が合った場合は、早急に出荷者や産地への再確認を行い、確認後も安全が保障できない場合は、市や県の関係部局と連携し対応していくこととなります。また、岡山市場としましては、保健所等と連携し、安心して食事ができる食材の提供に努めるため、食品のトレーサビリティの徹底をし、情報の共有につとめてまいります。

- 4 中央卸売市場への補助率を下げないよう国に求めること。

**【回答】**

中央拠点市場制度創設とともにそれに該当する市場については駐車場施設と情報処理施設の整備に関して補助率が従来の3分の1から10分の4に引き上げられました。当市場は中央拠点市場の基準に合致しておらず、中央拠点市場には入っていませんが、他の市場においてもこれまでと同様の補助率となっております。

なお、市場関連の補助事業に対する補助率については、開設者として機会ある毎に一層の充実を求めてまいります。

**【市場事業部】**

## **都市整備局 関係**

1. 市街化調整区域における開発許可については、市長判断を濫用しないこと。

**【回答】**

市街化調整区域における指定幹線道路沿線指定区域の開発許可については、本年7月に条例改正を行い、許可できる建物用途については、住宅のほか、社会福祉施設、病院、学校、小売店舗などに限定し、来年7月1日から施行することとしております。

**【開発指導課】**

2 建設残土規制法（仮称）制定を国に強く求めること。また、「岡山市埋立条例」を規制強化の方向で改正すること。

(1) 環境基準を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土について、撤去を実現させること。

(2) 不法な業者への対応を厳正に行うこと。

【回答】(1)(2) まとめ

金甲山中腹の埋立残土については、法面の安定勾配の確保、排水施設の設置など防災面については改善されましたが、引き続き関係機関と連携しながら、違法な埋立行為については粘り強く指導を行ってまいりたいと考えております。

また、残土埋立行為については適宜パトロールを行うなど監視の強化を図り、条例に基づき厳正な指導を行っているところです。

今後、「残土処分行為等の規制に関する法律」の立法化に向けて、引き続き全国市長会を通じて国へ働きかけるとともに、残土処分の適正化についてどのような方法があるのか調査研究してまいります。 【開発指導課】

3. 市民の交通権を保障する全市的交通政策を、早急に策定すること。

(1) 各地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の交通弱者対策を進めること。ふれあいバスの活用を進めること。

【回答】

路線バスについては、公共交通の利便性向上施策の一つとして、ノンステップバス購入補助などを行い、サービス水準の向上を推進しております。

コミュニティバス等の生活交通については、現在、御津・建部・足守地域のコミュニティバス維持に取り組んでおり、また平成24年度からは、瀬戸・灘崎地域において地域とともに生活交通確保について協議・検討を行っているところです。その他の地域についても、地域の要望等を踏まえて、地域の協力のもと路線バスの維持、利便性の向上、利用促進策などに、可能な範囲で取り組んでいきたいと考えております。 【街路交通課】

ふれあいバスは、ふれあいセンター利用者を無償で送迎する岡山市の自家用バスです。それ以外の目的で運行することは困難です。 【福祉援護課】

(2) ノンステップバスの増車を促進し、低床車両の運行回数を増やすこと。

【回答】

低床バスの増車、運行回数の増便は、事業者が主体となって実施しますので、岡山市としては、ノンステップバスの購入補助を継続し、バスの低床化及び増便について事業者に働きかけていきたいと考えております。 【街路交通課】

(3) 交通結節点であることを生かせるよう、JRローカル線の増便を働きかけるこ

と。

**【回答】**

J R線は全て事業者が担っておりますので、岡山市としては事業者に対し、ご要望をお伝えします。 **【街路交通課】**

(4) 金川病院の診療日にあわせたバスの運行を整備拡充すること。

**【回答】**

現在、金川病院に向かうバスは「御津・建部コミュニティバス」となりますが、同バスは地域住民による「御津・建部地域の生活交通を守り育てる会」が主体となって利用増に取り組んでいますので、運行形態の改善については同会と協議を行ってまいりたいと考えています。 **【街路交通課】**

(3) 駅駐輪場をJ Rの附置義務とする法改正を国に求めること。

**【回答】**

鉄道利用者が使用する自転車駐車場の整備は、公共交通を運営する鉄道事業者が、自転車駐車対策として積極的に取り組む必要があると考えており、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(自転車法)に鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場の付置義務を明記するよう、岡山市から国へ直接要望しております。また、全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて、国に対して同様の要望を行っているところであり、今後も引き続き、働きかけていきたいと考えております。 **【街路交通課】**

4. 吉備線L R T化の検討にあたっては、地域振興策を踏まえたものにする事。

**【回答】**

吉備線L R T化の検討につきましては、10月30日の「第1回吉備線L R T化基本計画検討会議」において、計画素案の前半部分を示したところです。

計画素案では、吉備線沿線への人口の集約化や公共交通の機能強化を図ることによるコンパクトシティの実現や、観光資源へのアクセス強化を目指していくべきであると考えており、その方策のひとつとして、吉備線のL R T化を提案しています。

**【街路交通課】**

5. 路面電車の岡山駅構内乗り入れを検討するにあたっては、費用対効果を十分に検証すること。

**【回答】**

路面電車の岡山駅前広場乗り入れにつきましては、8月8日の「路面電車岡山駅前広場乗り入れ計画案調査検討会議」において、平面、高架、地下、デッキの4つの乗り入れパターンについて詳細な検討をしていくこととしております。

現在、4つの乗り入れ案の事業費や効果に加え、道路交通への影響や駅前広場の

交通処理、地下構造物への影響などについて比較検討を行っているところであり、年度内を目途に取りまとめを行っていききたいと考えています。 【街路交通課】

## 6. 自転車政策について

- (1) 「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を促進すること。路肩の違法駐車対策を強化すること。

### 【回答】

多くの人が行き交う都心部を中心に、平成25年度から本格的に事業を進めており、平成26年10月末には、「市役所筋」に自転車レーンを整備し、今後も「後樂園通り」などの主要路線についても自転車レーンを整備する予定です。

また、自転車走行空間の安全性と快適性を確保するためには、違法駐車対策が重要と考えており、交通量の多い「市役所筋」では、平成26年11月末から約3ヶ月間、交通指導啓発員を配置して、自転車マナーの向上を図るとともに、違法駐車についても指導啓発することとしております。

【街路交通課】

- (2) 「ももちゃり」について、マイカーからの転換をはかるため、パークアンドライドやパークアンドバスライド等の環境整備を進めること。

### 【回答】

パークアンドライドやパークアンドバスライド等につきましては、「ももちゃり」に関してだけでなくマイカー利用から公共交通利用への転換を図ることを目的に、市民による利用の拡大を図っていききたいと考えています。サイクルアンドバスライド施設は年に1～2箇所増設しているところであり、引き続き施設整備を行うとともに、利用促進のための周知活動もしっかりと行っていききたいと考えています。

【街路交通課】

- ① 「ももちゃり」のポート配置区域を拡大すること。

- ② 「ももちゃり」カードの発行箇所を増やすこと。

### 【回答】 ①②

「ももちゃり」は、多くの方々に利用されており、さらなる利便性向上のため、年内にポートを8か所増設することとしております。

また、専用カードの発行箇所については、多くの方が訪れる各種イベントで発行箇所を臨時に設置するなど、発行する機会を設けているところであり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。 【街路交通課】

- ③ ハレカによる支払も可能にすること。

### 【回答】

ハレカによる支払いについては、利便性を向上させるためには、有効であると考えておりますがハレカを支払可能とするためには、イコカとの相互利用が必要となります。ハレカは現金チャージ時に 1000 円当たり 80 円が付与されるサービスを実施しており、このサービスを続けている間はイコカとの相互利用が出来ないこととなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【街路交通課】

(3) 駅駐輪場を J R の附置義務とする法改正を国に求めること。

【回答】

鉄道利用者が使用する自転車駐車場の整備は、公共交通を運営する鉄道事業者が、自転車駐車対策として積極的に取り組む必要があると考えており、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（自転車法）に鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場の付置義務を明記するよう、岡山市から国へ直接要望しております。また、全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて、国に対して同様の要望を行っているところであり、今後も引き続き、働きかけていきたいと考えております。

【街路交通課】

(4) 桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。

【回答】

桜橋は幅員が狭いことから、自転車・歩行者専用道路を併設する予定はありません。桜橋には、車道と分離された自転車歩行者道が設置されていないため、十分とは言えませんが、自転車・歩行者については、車両への注意喚起として着色している路肩部分を通行していただきたいと考えております。

【道路計画課】

7. 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川・宮川の改修・浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

【回答】

本市といたしましても、これらの河川整備の重要性につきましては十分認識しており、砂川、笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川におきましては、毎年、国、県に対し改修事業の推進を要望するとともに、特に砂川、笹ヶ瀬川、足守川につきましては、促進の期成会や協議会を結成し、流域の関係市、関係連合町内会とも協力しながら国・県に対し、改修事業の推進を強く働きかけているところです。

宮川につきましては県が今年度事業実施に向けての地元説明会を行い、今後は県と協力しながら事業の推進を働きかけてまいりたいと考えております。

また平成 23 年 9 月の台風 12 号において堤防の一部で越水した笹ヶ瀬川、足守川とともに倉敷川と一昨年 7 月の梅雨前線豪雨において越水した砂川、宇甘川に関しては、県に対し、改修事業に先がけての流下能力確保のための浚渫や暫定整備、越水箇所の堤防嵩上げ等の応急対策を早急に行うよう強く要望し、応急的な嵩上げ

等の対策がなされているところです。

【河川港湾課】

8. 市営住宅は住宅困窮者が急増していることから、老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。使用可能な戸数を至急増やすこと。風呂設備を必置すること。高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。

【回答】

本市では、平成19年度策定の「岡山市住宅基本計画」及び「岡山市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、市営住宅の建て替えに向けた取り組みを行っております。

現在、さくら住座・門田白鳥住座の建替・再整備を鋭意進めているところであり、その中で、風呂設備の設置を前提とするほか、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れるなど、高齢者や障がい者の方にとっても、安全・安心で暮らしやすい住戸の実現を目指しているところです。

また、上記の計画に基づき、高齢者向け地域優良賃貸住宅等の市民住宅を含めて現在の市営住宅の戸数を維持し、住のセーフティーネット機能のサービスレベル維持及び強化を図っていくこととしておりますが、その後の人口減少や少子高齢化等、社会・経済情勢の変化を踏まえ、市営住宅に対するニーズを的確に把握することが必要であると考えております。

そのため、経費等多方面からの検証を行うとともに、他都市の事例も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【住宅課】

9. 市営住宅の指定管理者制度について住民や関連業者の意見を聴き、毎年検証を行うこと。

【回答】

指定管理者制度の検証につきましては、毎年度入居者アンケートを実施し、業務内容改善の基礎資料とするとともに、必要に応じて管理業務の改善を指示することにいたしております。また、関連業者からの意見につきましては、指定管理者が、関連企業を対象とした安全衛生や個人情報保護に関する研修会を定期的を開催することとしており、こうした場を活用して意見を聴取し、さらなるサービスの向上を目指した取組に反映してまいりたいと考えております。

【住宅課】

10. (都)弓之町浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携をふまえた実効ある整備計画を作り、施工すること。

【回答】

現在、桜橋下流では中環状線の一部となる(都)下中野平井線(旭川工区)の整備を行っており、当面はこの事業の早期完成を目指し、事業促進に努めてまいりたいと考えております。なお、(都)弓之町浦安南町線の桜橋下流区間については、

現在、整備の予定は立っておりませんが、整備に際しては旭川改修計画との整合を図りながら実施してまいりたいと考えております。 【道路計画課 街路交通課】

1 1. 区画整理事業は公正・公平に行うこと。

【回答】

区画整理事業の実施にあたっては事業内容が個人の財産に関わることであり、土地の負担や開発利益の享受を公正・公平に行なうことを念頭に置いて実施してまいります。 【市街地整備課】

1 2. 住宅密集地の老朽空き住宅の撤去補助をすること。「空き屋条例（仮称）」を制定すること。

【回答】

11月開催の今国会で審議されておりました「空家対策の推進に関する特別措置法」が成立し、公布後3か月以内に施行されることになりました。

現在のところ「空き家条例」等の制定は考えておりませんが、空き家住宅の撤去補助も含めこの特別措置法の内容や、今後制定が予想される政令や省令及び国が策定する基本方針等を踏まえ、国や県及び他都市の動向などの情報収集に努めると共に、関係各課とも協議を進め適切に対応してまいりたいと考えております。 【建築指導課 建築企画調整室】

1 3. 空家リフォーム助成制度は、使いやすいものにする。

【回答】

空き家対策に係る国の基本方針が策定され、それに基づく施策が本格的な実施段階に移るまでのモデル事業として本年6月から受付を開始したところですが、今般のいわゆる「空き家対策特別措置法」の成立を受けて、本市の空き家対策の一層の推進に向け、より利用しやすく効果のある制度となるよう見直しをすすめているところ。 【住宅課】

1 4. 東西両中島地区は、住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

【回答】

東西中島地区につきましては、都市計画公園として決定しておりますが、今後は、住民の方々のご意向をお聞きすると共に、河川整備との調整を行いながら、親水性が豊かであることや中心市街地に近いこと等の地区の魅力を活かすなど、幅広い観点から地区整備の方針を検討してまいりたいと考えております。 【都市計画課】

1 5. 道路整備・管理などの地元要望に対し対応が追いついていない現状を改善し、迅速かつ丁寧な対応、施工をはかること。

**【回答】**

道路整備・管理などに関する地元要望に対しては、限られた予算の中で優先順位をつけ、必要性の高いものから実施しているところです。今後とも迅速に対応できるよう、本庁と区役所の連携を図りながら、より一層効率的、効果的な道路整備・管理に努めてまいりたいと考えております。 **【道路管理課 道路計画課】**

- 1 6. イオンモールの進出に伴い、交通渋滞が危惧される。店舗駐車場の有料化など公共交通の利用促進について指導すること。

**【回答】**

大規模小売店舗立地法及び経済産業省の示す指針に基づき、施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めています。

また、昨年からは岡山県警が主体となり「岡山市中心部交通総合対策連絡協議会」が設置され、岡山市も関係する複数の部署が参加し、イオンモール出店に伴う交通に関する協議を継続的に行ってきたところであり、出店後も必要に応じ協議を行うこととし、イオンモール側においても協議会に参加をすることを表明しております。

なお、イオンモールにおいては店舗駐車場及び駐輪場について原則有料化しております。

また、公共交通機関とも連携し、パークアンドライドなど公共交通の利用促進にインセンティブが働くよう、イオンモール側において特典引換クーポンや片道切符引換券の発券などを実施しております。 **【産業振興・雇用推進課】**

- 1 7. 「岡山市中高層建築物に関する指導要綱」について、説明が必要な近隣住民の範囲の拡大を行うこと。また、条例化し、指導を厳格に行うこと。

**【回答】**

岡山市中高層建築物に関する指導要綱は、近隣住民との間に生ずる相隣関係の紛争を未然に防止するとともに、地域の良好な住環境を保全することにより、調和のある地域社会の実現を図ることを目的として、建築主は建築計画の公開を行い、関係者に対し建築計画を説明し、協議しなければならないと規定しています。

昭和49年の制定以降3回の改正を行い、適正に運用してきた中で一定の役割を担ってきていると認識しています。

現在は、他都市の状況等を調査・研究した結果を踏まえて要綱の改正作業を行っており、今のところ条例化は考えていませんが、引き続き要綱の規定に基づき適切に対応してまいります。 **【建築指導課】**

- 1 8. 「屋外広告物条例」において、政治活動用屋外広告物は、許可申請から除外すること。

**【回答】**

政治活動用屋外広告物については、屋外広告物法第 29 条の「国民の政治活動の自由を不当に侵害しないように留意する」との観点から、許可手数料を無料とし、また、許可期間を通常では 1 ヶ月のところ 3 ヶ月で運用しており、一定の配慮をしているところではありますが、他のポスター等と同様に著しく汚染、破損したものがあつたり、また、掲出期間を過ぎたものが存置されている現状もあるため、適正な表示を指導する必要から許可申請を必要としています。 【都市計画課】

## 下水道局 関係

1. 公共下水道のみに頼らない、汚水処理率に着目した汚水処理計画に見直すこと。  
そのため、合併浄化槽の取り扱い事務を環境局から下水道局へ移管し、下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、早急に協議し実行すること。市としての合併浄化槽補助率・補助額を増やし、汚水処理対策を飛躍的に前進させること。

### 【回答】

本市の汚水処理対策としての下水道整備は、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと、市街化区域の人口集中地区を中心に未普及地域解消について取組んでまいります。また、合併処理浄化槽の取扱については、より一体的な汚水処理対策ができるよう環境局と協議を図りながら、連携を密にして取組んでまいります。

2. 下水道使用料を引き下げる努力をすること。そのために、技術の改善はもとより、一般会計からの繰り入れも含めた対策を行うこと。

### 【回答】

財政や執行体制の制約が強まる中で、人・モノ・カネの持続可能な一体管理ができるよう、あらゆる面で計画等の見直しを進めており、その中で、技術改善や繰入金についても検討を行っております。それらを踏まえ、次の料金見直し時期である平成 28 年度に向けて、適切な公費負担、料金水準についても決定してまいりたいと考えております。

3. 浸水被害を出さないよう、内水害対策をさらに積極的に推進すること。

### 【回答】

近年のゲリラ豪雨が頻発する中で、本市市街地の低平地などにおいて、農地の宅地化が進んでいる現状を踏まえ、浸水対策を進める地区の重点化を図り、対策について検討を行っていくこととしております。また、既存施設の改修補強、施設の維持管理・運転管理について重点的に取組み、既存施設が十分に機能発揮できる環境を整備し、既存施設を最大限活用した対策を講じてまいります。

4. 不明水は、引き続き調査を行い、不明水対策に取り組むこと。

### 【回答】

不明水の発生原因は、施設の老朽化に伴う腐食などにより、人孔、取付枠、取付管、下水本管の継手部等が破損したり、ずれたりすることによって生じるものと考えており、不良個所を捕捉するためのカメラ調査を実施し、随時修繕を行っております。また、不明水緊急対策として、浸入水量の多い個所の特定と調査を引き続いて実施しており、効果的な対策を継続的に実施してまいりたいと考えております。

5. 老朽管の更新については、費用の見通しも含めて計画を立てること。

**【回答】**

管渠の改築更新については、平成27年度～31年度の予定で、平成30年度末時点で築造後50年を経過する内の調査未了管きよの調査を実施し、平成28年度以降、調査に基づき長寿命化計画を策定するとともに、管きよ更新工事を計画的に実施したいと思っております。

また、費用につきましては、汚水処理施設整備事業、下水道による浸水対策事業、長寿命化計画に基づくポンプ施設等整備事業とバランスを取りながら進めたいと考えております。

6. 下水道光ファイバーについては、民間通信施設が普及し大容量通信設備の位置づけが失われている現在、貸付事業は廃止すること。更新はしないこと。

**【回答】**

情報部門が、全庁的なBCP（業務継続計画）対策として、下水道光ファイバの利用からデータセンター活用のため、27年度末までの予定で順次民間サービスへ移行することとなり、下水道局としても今後の方向性を見直したところではあります。その結果、ご指摘の貸付事業については、今後の利用拡大が見込めないため平成27年度末までに廃止したいと考えております。

7. 8割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。なお補助金については期限を設け、早期接続を促進すること。

**【回答】**

下水道への早期接続を促進する方策の検討を進める中、平成24年度に「岡山市水洗便所改造等補助金」制度を設置し、現在までのところ、一定の成果があったものと考えております。

接続促進に繋がる効果的な制度・方策については、今後も当該制度の成果を踏まえるとともに、市民ニーズや各方面のご意見及び他都市の状況等を参考に、検討して参りたいと考えております。

**水道局 関係**

1. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。

**【回答】**

個別需給給水契約制度は、大口需要者の水需要意識を刺激し、供給能力の範囲内で使用水量の増加を促す料金制度であり、水道事業の安定経営に大きな役割を果たすものであると考えています。

なお、渇水などの非常時には、調整水量を提示して水道の使用量を抑制することを求める制度となっています。

低所得者への減免制度については、水道事業は受益者負担が原則であり、福祉政策的措置はなじまないという判断で実施していません。

2. 苫田ダムを前提とした、県広域水道企業団からの契約水量を減らすこと。県に対し、岡山県広域水道企業団の供給条例を変更するよう政策局と共に求めること。

**【回答】**

県広域水道企業団からの受水は、吉井川水系の重要な水源であり、現在も必要水量を受水しており、水量を減らすことは考えていません。

従いまして、県広域水道企業団の供給条例の変更についても考えていません。

3. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。

**【回答】**

漏水対策につきましては、漏水防止事業計画に基づき、過去の漏水発生件数等を考慮したうえで、計画的かつ効果的な漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に努めています。

漏水箇所の早期発見及び修繕は、有収率向上に欠かせないものと考えています。

4. 身近な水源の保全に努めること。

**【回答】**

現在稼働している浄水場につきましては、自己水源を大切に維持し、安定給水に努めています。

また、休止している浄水場につきましては、災害発生時に利用することを想定し、施設の保全に努めます。

## **消防局 関係**

1 整備指針に基づく適正な職員の配置をすること。夜間4人体制の出張所の改善を早急に行うこと。

**【回答】**

採用中期計画の中で増員を図り、夜間4人体制の解消に向け取組んでまいりましたが、予想外の採用辞退者及び中途退職者が重なり解消に至っていない状況で

す。

今後も、職員不足の解消に取組み改善に努めてまいりたいと考えております。

【消防企画総務課】

- 2 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめること、職員の意欲を高めること。女性職員への配慮をすること。

【回答】

消防組織法に定められる消防職員委員会は、職員から提出された意見を審議し消防長に適正な意見を述べ消防業務全般の円滑な運営を行っているところであります。

なお「意見取りまとめ者」が職員から提出された意見をとりまとめ、年1回開催される委員会に提出し、審議された結果は、全消防職員に対し周知徹底するものとしております。女性職員についても、消防職員委員会等での意見でも取り上げられており、職場環境の整備、充実等に努力しております。

【消防企画総務課】

- 3 分団機庫の整備・建て替えは、用地確保も含めて、市の責任で計画的に行うこと。

【回答】

市内100分団の機庫及び車両については、それぞれ建て替え、更新を計画的に進めているところです。

【消防企画総務課】

- 4 消防団の新団員の確保、育成に努めること。処遇改善を進めること。

【回答】

団員の確保につきましては、ポスターの掲示やパンフレットの配布又、活動内容や必要性についてそれぞれの地域住民の皆様に理解を求め、地域に密着して団員確保に努めています。又、入団する若い団員は、団活動の中で教養訓練を実施し育成に努めております。

処遇改善につきましては、退職報奨金の増額、装備の軽量化や安全確保のための装備の導入を推進しているところです。

【消防企画総務課】

- 5 液状化被害と津波被害が指摘されている岡南飛行場に配置している「防災ヘリコプター」の格納庫は移転して、活動リスクを減らすこと。

【回答】

液状化及び津波被害以外にも同時発生が予想される橋梁の倒壊、山崩れ、がけ崩れなどが考えられ、隊員の参集を考慮して現在の場所を駐機場所と定めております。

【警防課】

- 6 消火栓の定期点検と周辺の駐停車禁止を啓発すること。

**【回答】**

定期的に地水利調査を行うことで消火栓の把握に努めております。また、消防車両に積載している住宅地図に消火栓位置及び使用可能な水利を記載しております。

町内会主催の消火器取り扱い訓練、避難訓練等の際には、防火講話の中で消火栓周辺の駐停車禁止等について啓発活動をおこなっております。 **【警防課】**

7. 防火査察を強化すること。

**【回答】**

平成27年度も従来の査察率を維持し、対象物に対し防火指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。 **【予防課】**

**教育委員会 関係**

1. 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。

(1) 一人一人の子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。そのために教師の増員を図ること。

**【回答】**

教職員の定数については、国がその標準を定めており、その法律をもとに、県が教員定数を定め、配置されております。教員の増員につきましては、岡山県教育委員会に強く要望してまいりたいと考えております。 **【学事課】**

(2) 市教委の裁量権を発揮し、少人数学級の実現と教職員の正規化を独自に進めること。

**【回答】**

現在、配置された加配を利用して小学校第3学年、第4学年は35人以下学級か少人数指導かを学校が選択できるようになっております。また、一定の条件はありますが、小学校第5学年から中学校第3学年までは、35人以下学級か少人数指導かを選択できるようになっておりますので、ご理解いただければと思います。正規教員につきましても、採用者を増やすよう岡山県教育委員会に強く要望してまいりたいと考えております。 **【学事課】**

(3) スクールソーシャルワーカーと子ども相談主事は専門性が異なる。問題行動等の根底には家庭環境や貧困との関連も大きいので、福祉の専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置すること。

**【回答】**

子ども相談主事は、福祉事務所の職員と協働して支援を行ったり、助言を受けたりすることで、スクールソーシャルワーカーと同等の機能を果たしております。

また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する子ども相談主事の配置を進め、より専門性を高めるよう努めております。【指導課】

- (4) 基礎・基本の学力を保障すること。グッドスタート事業については、県に負担を求めること。

【回答】

基礎・基本の学力を保障する面では、個々の学習意欲や学力の状況を踏まえながら、少人数の落ち着いた雰囲気の中での学習を行うことができるよう、独自に習熟度別サポーターの配置を行うとともに、本年度から小学校5年生を対象に分数や図形について学習できる「ますかっとプリント」を全校に配付しております。

【指導課】

市の単独事業として、平成23年度から岡山っ子スタート・サポート事業を行っております。平成26年度は、小1グッドスタートを上回る配置期間で、1年間を通して配置しており、政令市として国の補助を受けた単独の事業となっております。【学事課】

- (5) 教職員が、子どもと向き合う力を向上させるためのサポート体制を充実させること。教員のOJT及び相談体制を強化すること。

【回答】

子どもの指導・支援をサポートするために、スクールカウンセラーや不登校児童生徒支援員、特別支援教育支援員を配置しております。また、いじめや不登校、発達障害等の特別支援教育にかかわる教職員からの相談については、教育相談室や発達障害者支援センター内特別支援教育相談窓口において、指導方法や校内支援体制の構築に向けた助言を行ったり、関係機関と円滑な連携を図ったりしております。

また、平成26年度協働推進モデル事業として、教科指導や学級経営等への相談に対応する「『しんどい先生』支援プロジェクト」を子育て・教育なんでもネットワークと協働して実施し、相談体制を強化しております。

なお、子どもの指導にかかわる問題のうち、当事者間では解決が困難な事案については、「学校問題相談窓口」において、警察OBや弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家からの助言に基づき、早期解決に向けた課題の整理と学校園の支援に取り組んでおり、昨年度からさらに弁護士が教職員を対象とした実務研修を行い、学校の対応能力の向上を図っております。【指導課】

現在も、校園内での研究や研修を支援していくために、学校や校園内研究担当者に向けて情報発信を行ったり研修を実施したりしているところです。今後も、一層OJTを強化できるように、教職員研修の充実に努めるとともに、研究を進めてまいりたいと考えております。【教育研究研修センター】

(6) 学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。

**【回答】**

学校評議員は学校園の職員以外で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校園長の推薦により、連合町内会長、PTAの役員や元役員、体育協会、婦人会など地域を代表する方々に委嘱しており、地域に開かれた組織となっております。

協議内容等の情報については、個人情報保護の観点から全てを公開することはできませんが、許される範囲内で学校評議員を通じて地域にお伝えできていると考えております。 **【学事課】**

2. 全国学力テスト結果の公表は絶対にしないこと。全国学力テストへの参加はやめること。

**【回答】**

全国学力・学習状況調査の結果については、各校で分析を行った上で、地域の実態や学校の状況を踏まえて作成した各校の改善方針を、市教委でまとめて公表することとしております。来年度の調査についても今年度と同様に悉皆調査であり、岡山市の学力や学習状況を把握するために必要な調査であると考え、参加する方向で検討しております。 **【指導課】**

3. 子どもの権利条約について、2010年6月の国連からの勧告を真摯に受け止め、過度の競争教育を改めること。子どもの権利条約そのものとともに、勧告されている問題点を各分野に周知啓発し、改善を進めること。

**【回答】**

岡山市では、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例」（愛称：岡山っ子育成条例）を、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて制定しております。岡山市教育委員会として、まずはその周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。 **【指導課】**

4. 学校規模の見直しにあたっては、効率化優先の統廃合を進めないこと。

(1) 中央小学校において、統合の影響と教室不足の対応を早急に検討すること。

**【回答】**

教育委員会では、次代を担う子どもの教育にとって何が望ましいのかという視点から、保護者や地域住民としっかり話し合いながら適正規模の教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

岡山中央小学校につきましては、統合後児童数が微増してきており、転用可能なスペースを改修しながら対応してきておりますが、今後も、児童推計等を見ながら可能な方策を検討してまいりたいと考えております。 **【就学課】**

- (2) 大規模校について、分離や校舎整備を早急に行うこと。(3 1 学級以上…西、大元、芥子山、福浜、幡多、芳泉(ひばり分校含む)、吉備、高島、宇野)

**【回答】**

大規模校では、学区全体が宅地化され空地が少ない状況であり、学区内で分離校を建設するための土地を見つけにくい状況があります。児童推計を見ながら、何が最適か検討してまいりたいと考えております。 **【就学課】**

- (3) 学区弾力化は、廃止すること。

**【回答】**

本制度の導入により、各学校では特色をアピールするためにホームページを開設したり、学校公開日を設定したりするなど、活性化に一定の効果があったものと認識しております。また、保護者及び児童・生徒のアンケート結果は、概ね好評を得ております。一方、地域と学校の結びつきが弱くなった、あるいは小規模校がますます小規模化する等のご意見もあることから、こうしたご意見を踏まえながら慎重に検討していくことが重要であると考えております。 **【就学課】**

5. 教育委員会として放課後児童クラブの施設確保に積極的に取り組むこと。校舎の新增築にあたっては場所を確保すること。

**【回答】**

教育委員会としては、各学校における教室の活用状況について調査を行い、その結果を担当部署と情報共有しながら、協議を進めております。

また、校舎の耐震改築等に合わせ、岡山っ子育成局の児童クラブ整備方針によりスペース確保に向けた協議も行っております。

今後とも、必要な情報はしっかりと共有しながら施設確保に取り組んでまいりたいと考えております。 **【就学課・学校施設課】**

6. 戦後70年の節目の年であることを踏まえ、学校教育に、高齢化が進む戦争体験者と触れ合う機会を積極的に位置づけること。

- (1) 事実に基づく平和教育を進めること。

**【回答】**

学校教育においては、社会科の時間を中心に歴史教育を行っております。その主たる教材となる教科書は学習指導要領に基づいており、事実に基づく平和教育を実施しているところです。 **【指導課】**

- (2) 岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」を教育現場に活用すること。また、活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。

**【回答】**

岡山シティミュージアムの「岡山空襲展示室」や語り部などの活用についても、

各学校が子どもの発達段階や地域の実情を踏まえた上で活用することが大切だと考えておりますが、校外学習に要する時間の確保等が課題です。

なお、校外学習を行う際には、必要な経費は受益者負担としております。

【指導課】

7. 教職員の研修制度を充実させること。

(1) 独立した教育研修センターを設けること。

【回答】

現在の施設や設備の課題を整理し、他の政令市の教育センターの情報も参考にしながら、公有財産の未利用地の活用を含め、教育研究研修センターの整備について研究してまいりたいと考えております。

【教育研究研修センター】

(2) 研修旅費は実費支給を行うこと。併せて、自家用車の利用を認めること。

【回答】

公共交通機関を利用の場合は、実費支給をしております。また、自家用車の公務使用は認めております。

【学事課】

(3) 教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。

【回答】

教職員のニーズに応じた教職員研修を実施するよう努めております。特に、自分の課題に合わせて、主体的に選択受講できる研修を増やし、自主的な学びの場を提供してまいります。

また現在も、研修の大半を長期休業中に行っておりますが、今後も、できる限り授業に支障のないよう配慮をしてまいりたいと考えております。

【教育研究研修センター】

(4) 免許更新制度は廃止するよう国に求めること。

【回答】

教員免許更新制につきましては、現行制度に則り、適正に対応しております。

【学事課】

(5) 教職員の評価制度と賃金リンクをやめるよう県に求めること。

【回答】

勤務評価の処遇への反映は、教職員の勤務意欲の向上等を図ることを目的とするものです。反映方法の詳細につきましては、多方面からの意見を聞きながら検討し、円滑で効果的な実施に向けて県と協議してまいりたいと考えております。

【学事課】

8. 特別支援教育の体制を充実させること。

(1) 特別支援学級は、対象児童・生徒が1人から設置すること。

【回答】

特別支援学級の設置については、要望の人数に関わらず、児童生徒の実態や保護者の願い、専門家の意見を総合的に判断し、児童生徒に適した教育を受けることができるよう、限られた教職員定数の中で努力してまいりたいと考えております。

【学事課】

(2) 特別支援学級の編成について、法の定め（学年別・障害種別に編成する）を踏まえて行うこと。

【回答】

特別支援学級の学級編制は、障害種別となっておりますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、同学年の児童・生徒で編制する学級とは規定されておられませんので、学年別に編制することは、難しいと考えております。

【学事課】

(3) 特別支援教育コーディネーターは、各学校に専任者を配置し、校内委員会を充実させること。

【回答】

特別支援教育コーディネーターは、岡山市立小・中・高等学校の全校で指名しておりますが、専任者の配置については現在の教員定数では難しい状況です。今後とも、国に対して必要な人的措置を図るよう求めてまいりたいと考えております。また、校内委員会についても全校で実施しておりますが、きめ細かい指導・支援の検討など、内容の充実を図ってまいります。

【指導課】

(4) 学校教育におけるプレジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。

【回答】

プレジョブについては、保護者が中心となって取り組まれているものですが、今後も保健福祉局や岡山っ子育成局と連携しながら情報収集に努めるとともに、必要に応じて保護者への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

【指導課】

(5) サテライトを含め、通級の充実を県に求めること。

【回答】

通級指導教室へ通室する児童生徒は年々増加傾向にあり、今年度から、2中学校に地域拠点教室を設置したところです。各通級指導教室の通室状況や、障害の

ある児童生徒の通室希望等の把握に努め、必要に応じて岡山県に対して増設を要望してまいりたいと考えております。 【指導課】

(6) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障すること。希望に応じて看護師等を配置すること。

【回答】

岡山市では、医療的ケアが必要な子どもの支援を目的に、平成25年度から、看護師資格を持つ特別支援教育支援員を配置し、従来の特別支援教育支援員の業務に付加する形で対応しております。今後も医療的ケアが必要な児童生徒の在籍状況に応じて、配置を検討してまいりたいと考えております。 【指導課】

(7) 特別支援学級へのエアコン設置を検討すること。

【回答】

児童・生徒の生命の安全確保のため、学校の耐震化を最優先で取り組んでいるところです。

エアコン設置については、設置費用や維持管理費用が膨大となること、電源改造工事が必要となったり、耐震改修工事の支障となったりする場合があること、さらには電力不足に対応するために節電が求められていることなどを考慮すると、難しいと考えます。しかし、近年の猛暑による児童・生徒の健康への影響も考慮すると、エアコンの設置は耐震化が完了する予定の平成29年度以降の重要な課題の一つと捉えており、導入方法などを含めて検討したいと考えております。

【指導課, 学校施設課】

9. 不登校児童・生徒の支援について。

(1) ラポート牧山に通うための送迎バスを実施すること。

【回答】

ラポート牧山にかかわらず、各適応指導教室では、時期や年度により、通室している児童生徒数に多寡があります。

また、週当たりの通室日数や在室時間など、一人一人の状態により通室の状況は様々であり、定時に運行する送迎バスについては、日々の利用者数の設定や運行コース、通室する児童生徒の一部が利用することでの利用者負担等、課題は多いと考えております。

岡山市では、適応指導教室に通室を希望する児童生徒の利便性を高めるために、適応指導教室の新設等を行っているところであり、状況によっては最寄りの適応指導教室の利用を勧めております。 【指導課】

(2) 指導員等を正規職員とすること。

【回答】

岡山市では、適応指導教室の質的向上に向けて、支援にかかる教職員等の配置が必要であると考えており、その配置について岡山県教育委員会に強く要望しているところです。【指導課】

(3) 市民協働の観点から、NPO等の市民団体と連携すること。

【回答】

市民協働の視点から、平成26年度協働推進モデル事業として、不登校・引きこもりの青少年支援事業をフリースペースあかねと協働して実施しております。

【指導課】

10. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制や、現場復帰の個別支援体制を充実すること。

【回答】

県費負担教職員、幼稚園教育職員及び高等学校教育職員のメンタルヘルス対策として、産業医（精神科医）によるストレス相談を実施しているところです。

【人事財務課】

教職員が復職をする際に支援するシステムの導入から10年以上が経過し、学校現場に定着していると考えております。この復職支援システムが、さらに効果のあるものとなるよう、当事者はもちろんのこと、校長や主治医と連携してまいりたいと考えております。

【学事課】

11. 学校校舎の冷暖房の整備、トイレの洋式化を進めること。

【回答】

エアコン設置については、8(7)の「特別支援学級へのエアコン設置を検討すること。」に回答しているとおりで。

トイレの改修については、障がい者や高齢者の使用に配慮し、必要性・緊急性の高い学校から洋式便器の導入を実施しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

【学校施設課】

12. 就学援助制度の改善・充実をはかること。

(1) 認定基準については、考え方を「生活保護基準」の1.5倍とすること。

【回答】

扶助費等の義務的な経費が今後も増加することが予想され、市の財政状況も非常に厳しい状況であることから困難であります。就学援助の趣旨に沿うよう制度の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

【就学課】

(2) 支給は、申請事由の発生月にさかのぼって行うこと。

【回答】

申請は、各学期毎に年3回受付をしていますが、遡及しての支給は原則行っておりません。ただし、教育扶助の廃止、罹災、市外転入については、事由発生日に遡及して支給を行っております。 【就学課】

- (3) 学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう、国に要望すること。

【回答】

医療費援助対象疾病の拡大等に関する国への要望については、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて国へ提出しておりますが、今後とも機会を捉え、要望してまいりたいと考えております。 【就学課 保健体育課】

- (4) 修学旅行費・学校給食費は実費支給とすること。

【回答】

扶助費等の義務的な経費が今後も増加することが予想され、市の財政状況も予断を許さない状況であることから実費全額支給は困難であります。

学校給食費の支給額の割合は、全体の就学援助費のなかで占める割合が高い状況ですので、現状の支給割合でご理解を賜りたいと考えております。

修学旅行費については、現状を把握し、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 【就学課】

- (5) 原発事故からの避難者について事情を考慮すること。

【回答】

就学援助制度については、原則として保護者の収入状況により認定しておりますが、不認定になった場合、再申立てができるようにしており、東日本大震災による避難者も同様に個別の状況に応じて、認定・不認定の対応を行っております。

【就学課】

13. 学校給食は、子どもの貧困が進む中いっそう重要であり、充実が求められている。民間委託の拡大を見直し、直営で責任を持って取り組むこと。

- (1) 衛生面や調理技術など質の向上をはかること。

- (2) 給食調理員の確保を行い、民間委託割合を引き下げること。民間委託について、コスト面だけでなく、安全面・労働条件面の質・量を含めて検証し、公表すること。

- (3) 偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。

【(1)(2)(3)一括回答】

厳しい財政状況の中ではありますが、子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であると考えております。そのためには、

直営と民間業者が切磋琢磨し、また、補完しあいながら共存できるように両者の衛生管理や運営状況等を検証し、質や安全性を高めつつ多様な雇用形態を取り入れて、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、民間委託の割合は岡山市学校給食運営検討委員会の提言を受けており、民間委託の検証については、学校給食運営検討委員会で取組状況を評価していただきながら、必要な情報は出してまいりたいと考えております。【保健体育課】

(4) 東日本大震災でも避難所運営に役立った自校方式を維持すること。

【回答】

市内に104場ある学校給食施設のうち、単独調理場は95場ですが、基本的にはどの施設も災害時に炊き出し等を行うことができると考えております。

【保健体育課】

(5) 学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米の消費拡大に努めること。

【回答】

学校給食の食材は、共同購入と個別購入の両面から積極的に地場産食材の活用に努めているところであり、食品数ベースで40%以上を維持しながら拡大に向けて取り組みたいと考えております。

また、米はすでに全量市内産米を使用しており、米粉パンは県内産の米粉を使用し、平成22年度から導入しております。【保健体育課】

(6) 義務教育の一環として、給食費は無償とすること。

【回答】

学校給食費の負担は、学校給食法及び同法施行令により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を学校の設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費を児童生徒の保護者の負担と定められています。この規定は、経費の負担区分を明らかにしたものであり、設置者が給食費を補助することを禁止したものではありませんが、本市においては、受益者負担の考えから、給食費は保護者負担とするのが適当であると考えております。【保健体育課】

(7) 調理員は、委託業者も含め研修を充実させること。

【回答】

委託業者の従業員研修については、委託契約書（仕様書）に業者側の責務として明記しておりますし、調理場内での研修の際には、学校栄養職員も参加するな

どして、衛生管理について職員間の共通理解を図る機会とするなど工夫しております。

また、市教委としても年に1回、直営・民間を問わず、給食関係者を対象に研修会を実施しており、多くの参加をいただいているところです。【保健体育課】

(8) 学校教育施設等整備基金は、民営化推進の梃子にしないこと。

【回答】

学校教育施設等整備基金は、学校教育施設等の充実のため、学校給食運営の見直しにより節減した経費を積み立てて、児童生徒が使用する教材器具や学校教育施設・設備、学校給食用備品等の充実のために、計画的に活用するよう努めてまいりたいと考えております。【保健体育課】

(9) 食材の放射能測定値を公表すること。

【回答】

学校給食の食材のうち放射能検出が予想される食材につきましては、平成24年4月から新しい基準値が設定され、国が示す基準値を超過する可能性のある食品は、生産自治体において検査を実施しております。基準値を超えた食品につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷元の自治体において厳しい出荷制限がなされております。このことから、本市では市場に流通している食材は基本的に安全であると考えております。【保健体育課】

1 4. 校費納入誓約書を廃止すること。

【回答】

給食費をはじめとする学校徴収金の未納金解消に向けた一つの取組として、平成26年度から新入学生の保護者に「学校徴収金の納入についての同意書」の提出をお願いしており、今後、この取組の効果検証を行ない、より効果的な未納金対策を研究してまいりたいと考えております。【保健体育課】

1 5. 地域協働学校の取り組みを予算化すること。

【回答】

コミュニティ・スクール（地域協働学校）は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された国の制度であり、その経常的な予算については、国に要望しているところです。【指導課】

1 6. 議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。  
給付制の奨学金制度の創設をすること。

【回答】

岡山市内の高校生のうち、約39%は私立高校の生徒であり、岡山市としても

私学の教育条件の維持・向上、就学上の経済的負担の軽減などを図るため、引き続き私学助成の拡充を県に要望していきたいと考えております。

奨学金につきましては、家計の経済状況等を勘案して、無利息での貸付を実施しており、奨学生には、年に1回岡山市奨学金荒木基金から給付金を支給しております。

拡充につきましては、高校就学支援金制度の改正により、本年度から私立高校に通う生徒について就学支援金の加算が実施されているほか、新たに高校生等奨学給付金制度が創設されていることから、現行の制度を継続してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

17. 市立後楽館高校は、不登校や高校中退の生徒の受皿となるよう努めること。

【回答】

岡山後楽館高等学校の入学者選抜におきましては、従前から「不登校枠」や「高校中退枠」は設けておりませんが、中学校の時に不登校であったことや高校中退を理由に不利な扱いをしないという配慮を行ってまいりました。この配慮は、今後も続けて行う予定にしております。

【学事課】

18. 足守地区の小中一体型学校運営について

(1) 小中一体型学校運営の影響を検証すること。

【回答】

施設面では、小学校の業間の休み時間と重なる中学校の2時間目に体育の授業を入れないなど、小・中両校で工夫をしながら運用しており、支障は出ておりません。

また、小・中で学校行事を共同で行うなど児童・生徒の交流を進めており、中学生が小学生に優しく接するなどの姿が見られるようになってきております。このような取り組みを進めていき、子どもたちの様子をさらに見ながら一体型校舎のメリットを生かしていきたいと考えております。

【就学課】

(2) 廃校となる校舎について、地域活性化につながる活用策を早急に策定すること。

【回答】

廃校施設につきましては、当面、地域住民のスポーツやコミュニティ活動等に利用していただきながら、他部局とも情報交換し、地域活性化の視点や地元の要望等も勘案して活用策を検討してまいりたいと考えております。

【就学課】

19. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画を作り、施策を推進すること。

(1) 全校に正規の学校司書を配置すること。

(2) 市立図書館に正規司書配置を行うこと。

**【回答】**（１）（２）まとめ

現在のような厳しい財政状況の下では、最小の人員で最大の市民福祉を実現することが、より一層求められており、正規職員の増員についても厳しい情勢にあります。

しかしながら、これまで岡山市が築き上げてきた取組を後退させることなく、市民や子どもたちに、より充実した読書活動の場を提供することができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。 **【人事財務課】**

（３）陳情が採択された中区及び西部地域に、早期に図書館を建設すること。

**【回答】**

読書の必要性は、十分に理解しているところでありますが、図書館の整備については、「岡山市立図書館の在り方」を踏まえた図書館機能の充実や本市全体の財政状況などを総合的に勘案していかなければならないと考えております。

**【生涯学習課，中央図書館】**

（４）中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。

**【回答】**

推進センターとしての中央図書館の役割は、子ども読書活動を推進する団体等の情報収集・情報発信を行うとともに、関係部局や関係団体とのネットワークを活かして子ども読書活動を進めていくことであると認識しております。

その一環として、市民の協力を得て読み聞かせなどのボランティア養成講座やESD活動にもつながる多文化を理解するために役立つ絵本を紹介する講演会の実施、高校生が薦める本のコーナーを設置するなど、子ども読書活動の推進を図っているところです。

今後とも推進センターとしての役割を果たすよう努めてまいりたいと考えております。 **【中央図書館】**

（５）移動図書館車を拡充すること。

**【回答】**

「岡山市立図書館の在り方」に則り、移動図書館の利活用を進めてまいりたいと考えております。 **【中央図書館】**

20. 公民館について。

（１）公民館の民主的運営に努めること。

**【回答】**

公民館運営のあり方として、住民が公民館の運営や事業に積極的に参画し、公民館と共に自らの学びを作り出していくことが肝要と考えております。

各公民館では、住民サイドで設置された運営委員会を公民館の運営や事業全般

にわたって地域住民や利用者が主体的に公民館運営に参画していくための機関と位置づけて、公民館活動の企画・実行・評価など様々な形で事業運営に関わりを持たせるなか、活性化を図っているところです。 【中央公民館】

(2) 操山中学校区の公民館整備にあたっては、中央公民館の機能を併設すること。

【回答】

中央公民館が有する管理統括機能につきましては、これまでどおり維持していくことが必要であると考えておりますが、その場所については未定であり、引き続き検討してまいりたいと考えております。 【生涯学習課，中央公民館】

旭

(3) ~~朝日~~公民館は早期に建て替えること。旧丸の内中学校区への公民館を早期に整備すること。

【回答】

旭公民館は、築50年以上が経過している状況であり、本年度に耐震診断を実施していることから、その結果を踏まえ、耐震補強又は建替えを行うかどうかとも判断し、対応を行っていく必要があると考えております。

なお、公民館の設置につきましては、1中学校区1公民館を目途に整備を進めてきており、岡山中央中学校区には、前記の旭公民館がありますので、旧丸の内中学校区への整備については、検討しておりません。【生涯学習課，中央公民館】

(4) 公募館長を増やし、女性の登用を4割以上にすること。

【回答】

公募館長については、全体の三分の一以上を目途として採用に取り組んでおり、現在、地区公民館36館のうち22館に配置をしております。

また、女性の公民館長は8人であり、引き続き、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づきながら、女性の登用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。 【人事財務課】

(5) 駐車場は、利用者が安心して活動できるようスペースを確保し、無料とすること。

【回答】

多くの公民館で車利用が増加しており、駐車スペースの確保については敷地の問題や地域事情等もあり苦慮しているのが現状であり、今後、公民館整備に当たっては必要な駐車場の確保も考慮しながら進めていきたいと考えております。

なお、駐車場の利用は無料が基本と考えております。

※ 岡輝公民館 中央図書館と共用の駐車場のため

(1時間30分無料、30分を超えるごとに100円)

※ 中央公民館 福祉文化会館と共用（14台のみ無料、近隣に市営駐車場  
1時間無料、30分を超えるごとに100円）

【生涯学習課，中央公民館】

(6) 公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと。

【回答】

生涯学習と地域活動の拠点としての公民館業務に支障がなく、また、円滑に遂行できるよう必要な措置をとってまいりたいと考えております。

【生涯学習課，中央公民館】

2 1. 喫煙・薬物乱用・エイズ教育等、正しい知識を啓発すること。

【回答】

喫煙及び薬物乱用防止教育、エイズ教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じ、保健学習や特別活動の中で、正しい知識の啓発に努めております。

【保健体育課】

2 2. 男女平等教育を推進すること。デートDVについて教育現場での啓発をすすめること。特に学校教育においては、児童虐待につながりやすい若年妊娠など、現状をふまえた性教育・いのちの教育をさらに充実させること。

【回答】

各学校園において、男女平等教育担当者を校務分掌に位置付け、担当者を対象とした研修を実施しております。今後とも男女平等教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

【指導課】

2 3. 「がん教育」などの健康教育を充実させること。

【回答】

がんを含めた生活習慣病予防を始め、健康教育につきましては、保健学習及び保健指導等の教育活動を通して、発達段階に応じて指導しております。これからも引き続き、充実に向けてまいりたいと考えております。

【保健体育課】

2 4. インターネット、スマホの適正な利用の啓発、教育を重点化すること。

【回答】

インターネット、スマートフォンの利用については、子どもたち自身がこれらの機器の長所及び短所を理解し、適正に使っていくことが大切であると考えております。学校教育においては各教科の時間をはじめ道徳の時間や特別活動の時間など学校教育全体を通じて情報活用能力の育成や情報モラル教育を行う必要があると考えており、そうした取組を家庭と連携しながら進めているところです。

【指導課】

25. 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続・充実させること。

【回答】

中国残留邦人等の方々が地域社会にとけ込んでいく上で“言葉の壁”は大きな問題です。

現在、岡山市は、対象者の多い地区において開催されている日本語教室への補助を行っており、今後も、この事業を継続していきたいと考えております。

【福祉援護課】

26. 埋蔵文化財の保護・調査・検証等の予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。史跡・遺跡については、市民の財産として共有すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（重要遺跡保存活用事業）を活用し、金蔵山古墳や造山古墳等の範囲確認調査を行うなど、埋蔵文化財の検証や調査、保護等を実施しております。調査に当たっては、適時、現地説明会等を実施するなど、その成果を市民に公開し、保護意識の向上や発掘成果の活用に努めております。

また、埋蔵文化財センターでは、発掘調査出土品を展示し、速報展や企画展なども行い出土遺物の活用にも努めております。発掘調査終了後は、『岡山市埋蔵文化財センター年報』や発掘調査報告書を作成し、資料化に努めております。

史跡につきましては、国庫補助事業（史跡岡山城跡保存整備事業、史跡大廻小廻山城跡整備事業、史跡彦崎貝塚整備事業、史跡造山古墳群整備事業）を活用し、史跡の保存整備と恒久的保存のために史跡地の公有化に努めております。

【文化財課】

27. アユモドキの保護と、そのための産卵場所確保に努めること。

【回答】

現在、国庫補助事業（アユモドキ保全活用事業）を利用してアユモドキの人工繁殖や保全啓発活動を行うとともに、市内のアユモドキ生息水系に関し、生息状況及び生態調査を実施し、アユモドキの産卵場所等の実態を調査しております。

【文化財課】

## 監査事務局 関係

1. 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。

【回答】

監査委員はこれまでも公正不偏な立場から行財政運営をチェックする機関としての役割を担ってきたところであり、今後とも、その重要性を認識し、監査機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

【監査事務局】

2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。

【回答】

市が資本金、基本金等の4分の1以上出資している団体に対しては、出資団体監査として、毎年3団体程度を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、所管する団体の管理体制も含めて監査を行い、団体の管理運営に資するよう努めていきたいと考えております。 【監査事務局】

3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。

【回答】

市が補助金等により財政的援助を与えている団体に対しては、財政援助団体監査として、市の支出額を勘案し、毎年1～3団体を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、補助団体への指導監督体制も含めて監査を行っております。 【監査事務局】

4. 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

【回答】

住民監査請求監査については、その制度の趣旨から常に市民の目線に立って監査を行っているところでありますが、今後とも公正不偏の立場での監査に努めていきたいと考えております。 【監査事務局】

## **選挙管理委員会 関係**

1. 政治資金規正法（出さない・もらわない）の徹底をはかること。

【回答】

政治資金規正法で定められた規定を厳正、適正に適用されるよう、その啓発に努めてまいりたいと考えております。 【選挙管理委員会事務局】

2. 期日前投票の機会を拡大し、投票率の向上をはかること。

【回答】

期日前投票所を含む投票所及び開票所の設置については、政令指定都市移行に伴い、各区の選挙管理委員会が選挙ごとに決定し、投・開票事務を執行しております。

全市対応の期日前投票所を設置するためには、投票箱、記載台などの選挙器材の配備、投票管理者、投票立会人及び事務従事者の配置や名簿対照、用紙交付などの一連の投票事務が円滑、適正にできる相当なスペースが必要であり、また、庁内LANの配備も必要であり、選挙人を正しく区ごとの期日前投票所へ混乱なく誘導できることが重要であります。さらに、一定数の駐車場が確保できることも必要であ

ります。

これまでも、全市対応の期日前投票所の設置が可能な場所について検討してきましたが、今後とも、選挙人の期日前投票の機会の拡大などについて、工夫できることはないか検討し、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

3. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切に必要な措置を引き続き講じること。

【回答】

投票所における障害者等への対応については、投票所入口の段差解消のためのスロープ、投票所内に土足シートの設置、車椅子の配備などバリアフリーに努めるとともに、投票所に障害者優先の駐車場の確保にも努めています。また、各投票所の入口付近に「介助や車椅子の必要な方は、職員にお申し出ください。」の案内を掲示しています。

また、中国残留日本人孤児等への対応については、各投票所の受付係に中国語による案内表示を掲示するとともに、投票の手順を掲載した案内文をお示しし、対応しております。

障害者や中国残留日本人孤児等からの代理投票の申出、問合せ等に親切、丁寧な対応方を投票事務説明会において、投票管理者や同職務代理者等に指示しているところです。

今後とも、対応方の徹底を図るとともに、障害者や中国残留日本人孤児等への投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

4. 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。

【回答】

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、本市が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理することとなっております。

選挙管理委員会は、選挙の管理・執行機関として、在日外国人の地方参政権について、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

5. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。

【回答】

開票は、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者等の得票数を計算する手続であります。

開票事務の迅速化に向けた取組みとしては、開票所の環境整備として、事務従事

者が円滑に作業できる開票所の広さとレイアウトを再検討するとともに、自動読取分類機の導入を進めています。

また、職員の意識改革として、市の業務としての選挙事務の重要性を認識し、積極的な事務従事を促すとともに、事務マニュアルについても見直し、事務説明会の充実を図ります。

さらに、開票立会人への対応について、開票立会人説明会では、公益代表としての立場を理解していただいたうえで、図面等による分かりやすい票の流れ、具体的な事例をもとに投票の効力などについて説明し、一層のご理解とご協力をお願いしてまいります。

開票状況の公表については、各区の開票所において行っておりますが、国政選挙の比例代表選挙については1時間ごと、その他の選挙については30分ごとを目安に開票速報という形で、開票所及び報道機関等に公表しております。

今後とも、開票時間の短縮及び開票状況の速やかな公表に向けて、工夫してまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**

#### 6. 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。

##### 【回答】

本市においては、平成19年の統一地方選挙から、当日の投票事務に従事された職員について、投票事務従事時間14.5時間のうち、7.75時間分を職員の健康管理の観点等から振替えて休日を取得していただくよう継続試行しており、残り6.75時間については時間外勤務手当を支給しております。

また、振替休日の取得については、他の政令指定都市においても半数を超える市が実施しており、今後、実施を検討している市もあると聞いております。

当日の投票事務につきましては、今後も、職員の皆様の協力を得ながら、振替休日の取得をお願いしてまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**